

総社市埋蔵文化財調査年報 23

(平成 24 年度)

2014年10月

岡山県総社市教育委員会

序

総社市は、岡山県の南西部に位置し、東部は岡山市、南部は倉敷市という、県下2大都市に接しています。昭和29年に市制が施行され、平成17年3月22日には近隣2村との合併によって、現在の姿となりました。

地勢は、北部が吉備高原の南端となる山間地、南部が水田地帯の広がる平野部であり、市の中央を北から南に岡山県の三大河川のひとつである高梁川が貫流しています。年平均気温は16.5℃前後、雨量は年間1000mm前後と、瀬戸内海特有の温暖で、少雨という恵まれた気候です。

この高梁川の恵みをはじめとする豊かな自然環境を背景にして、古より多くの人々の生活が営まれ、数多くの遺跡や古墳群が築かれました。岡山県下第二位の規模を誇る作山古墳が築かれ、備中国府や備中國分寺などが置かれたように、備中の地の中心地として、総社がありました。

この総社の地は、高梁川の恵みによる豊かな農業地域から、内陸工業地として発展しつつ、住宅都市・学園都市として的一面もあります。

また、これらの発展にともなっては、われわれ祖先の足跡である遺跡が多く残されている場所を開発することが多々あります。できるかぎり後世に残すべく保存すべきものですが、やむをえない場合もあって、その時には発掘調査等を実施し、記録を残しています。

本書は、平成24年度に実施した埋蔵文化財の調査に係わる成果を記録としてまとめたものとなります。われわれの祖先の足跡の一端に触れていただければ幸いです。

最後になりましたが、発掘調査等に際しまして御協力を賜りました関係各位に厚く御礼申し上げるとともに、今後とも一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年10月

総社市教育委員会

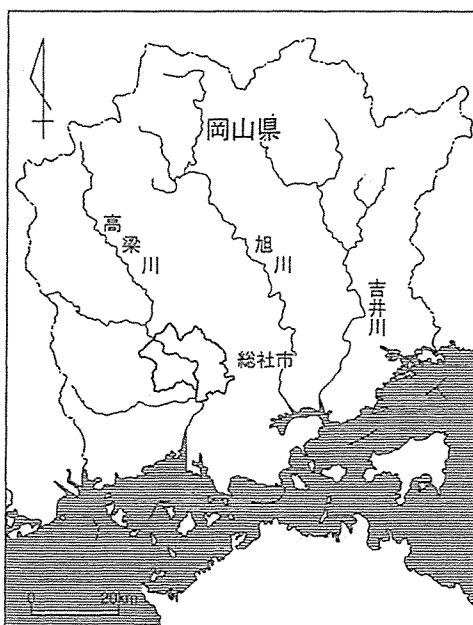
教育長 山中榮輔

例　　言

1. 本書は、総社市教育委員会が平成 24 年度に実施した埋蔵文化財の立会・試掘・確認調査および発掘調査等について、その概要もしくは報告をまとめたものである。
2. 本書の作成は、各調査の担当者が分担・執筆し、それらを文化課で校閲・校正したものである。各文末に執筆担当者名を記し、文責とする。執筆は文化課職員、平井典子・武田恭彰・前角和夫・高橋進一が行い、編集は前角が行った。なお、武田が平成 26 年 4 月 1 日付で人事異動となったことから校正は文化財係で行った。
3. 本書に関する写真や図面、出土遺物等については、総社市埋蔵文化財学習の館で保管している。

凡　　例

1. 本書に用いた標高は海拔高のほかに、任意高もあり。方位についても国土座標系の座標北と磁北とがある。
2. 本書に掲載した挿図のうち、位置図等の地形図は総社市発行の都市計画図 25,000 分の 1 および 2,500 分の 1 を複製し、加筆したものである。
3. 本書で用いた遺構・遺物の実測図等の縮尺率については、各図面に図示または明記している。



総社市位置図

目 次

序 文

例 言

凡 例

1. 総社市埋蔵文化財行政の概要

平成 24 年度 埋蔵文化財行政の概要 1

2. 立会・試掘調査の概要

1. 商業施設出店計画に伴う試掘調査 13

2. 大阪富士工業地内での試掘調査 24

3. 確認・発掘調査の概要

1. 御所遺跡確認調査 29

2. 狩谷遺跡・狩谷古墳群発掘調査 34

3. 鬼ノ城東門の表示整備に伴う発掘調査 37

4. 駅南区画整理事業に伴う埋蔵文化財発掘調査 41

4. 史跡整備事業の概要

1. 2012（平成 24）年度 鬼城山環境整備事業 45

図・図版目次

—1. 総社市埋蔵文化財行政の概要—		
第1図	調査位置図1 (S=1/110,000)	2
第2図	調査位置図2 (S=1/60,000)	3
第3図	建築確認申請の推移	5
第4図	埋蔵文化財学習の館への入館者数	9
—2. 立会・試掘調査の概要—		
商業施設出店計画に伴う試掘調査		
第5図	調査地周辺の遺跡分布図 (S=1/10,000)	13
第6図	当初のトレンチ配置図 (S=1/4,000)	13
第7図版	調査地全景（南西から）	14
第8図	トレンチ配置図 (S = 1/2,000)	14
第9図	T - 1 平面・断面図 (S = 1/50)	15
第10図版	左：T - 1 全景（南から） 右：土層断面（北壁）	15
第11図版	T - 1 出土遺物	15
第12図版	T - 2 土層断面（北壁）	16
第13図	T - 2 平面・断面図 (S=1/50)	16
第14図版	T - 3 土層断面（北壁）	16
第15図版	T - 3 出土遺物	16
第16図	T - 3 平面・断面図 (S=1/50)	16
第17図	T - 4 平面・断面図 (S=1/50)	17
第18図版	T - 4 土層断面（北壁）	17
第19図版	T - 5 出土遺物	17
第20図版	T - 5 土層断面（西壁）	17
第21図	T - 5 平面・断面図 (S = 1/50)	17
第22図版	T - 6 土層断面（北壁）	18
第23図	T - 6 平面・断面図 (S = 1/50)	18
第24図	T - 7 平面・断面図 (S = 1/50)	18
第25図版	T - 7 土層断面（西壁）	18
第26図版	T - 7 出土遺物	18
第27図版	T - 8 上：全景（南から） 下：土層断面（東壁）	19
第28図	T - 8 平面・断面図 (S = 1/50)	19
第29図版	T - 8 出土遺物	19
第30図版	T - 9 土層断面（北壁）	20
第31図	T - 9 平面・断面図 (S = 1/50)	20
第32図版	T - 9 出土遺物	20
第33図版	T - 10 土層断面（北壁）	21
第34図	T - 10 平面・断面図 (S=1/50)	21
第35図	T - 11 平面・断面図 (S=1/50)	21
第36図版	T - 11 土層断面（北壁）	21
第37図	T - 12 平面・断面図 (S=1/50)	22
第38図版	T - 12 土層断面（北壁）	22
第39図版	T - 12 出土遺物	22
第40図	遺跡範囲図 (S = 1/2,000)	23
大阪富士工業地内の試掘調査		
第41図	調査地周辺の遺跡分布図	24
—3. 確認・発掘調査の概要—		
御所遺跡確認調査		
第54図	調査地位置図 (S=1/2,000)	29
第55図版	被熱硬化面、礎石、遺物出土状況	30
第56図版	礎石建物（北から）	31
第57図	礎石建物 (S=1/150)	31
第58図版	土器溜り（南東から）	32
狩谷遺跡・狩谷古墳群発掘調査		
第59図	調査地位置図 (S=1/5,000)	34
第60図	遺構配置図 (S=1/800)	35
第61図	土壙墓 - 1 出土青銅製鉗・鈴状品 (S=1/2)	35
第62図版	調査前	35
第63図版	南端部 弥生時代集落址・ 土壙墓1～5完掘状況	35
第64図版	土壙墓 - 1・2	36
第65図版	土壙墓 - 1 遺物出土状況	36
第66図版	住居址 - 1	36
第67図版	2号墳主体部	36
第68図版	2号墳 鉄器・鉸具・ 小環付耳環・玉類出土状況	36
第69図版	2号墳 小環付耳環出土状況	36
第70図版	2号墳 鉸具レントゲン写真	36
第71図版	尾根上部完掘状況（北から）	36
鬼ノ城東門の表示整備に伴う発掘調査		
第72図	トレンチ位置図	37
第73図	トレンチ 平・断面図	38
第74図版	東門のトレンチ	38
第75図版	上：内側列石と敷石 下：内側石垣と転落石	39
第76図	内側列石と敷石の状況	39
第77図	東門と内側列石と敷石の状況	40

駅南区画整理事業に伴う埋蔵文化財発掘調査	—4. 史跡整備事業の概要—
第 78 図 調査地位置図 (S=1/5,000)41	2012 (平成 24) 年度 鬼城山環境整備事業
第 79 図 区画道 46 号線遺構配置図 (S=1/200)42	第 84 図版 東門の柱立てと板塀 (城内から)45
第 80 図版 1 区 溝 1 遺物出土状況 (東から)43	第 85 図版 東門の柱立てと板塀 (南西から)46
第 81 図版 1 区 完掘状況 (東から)43	第 86 図版 東門の柱立てと板塀 (北西から)46
第 82 図版 2 区 住居址 1 カマド周辺 (南から)43	
第 83 図版 2 区完掘状況 (東から)43	

表 目 次

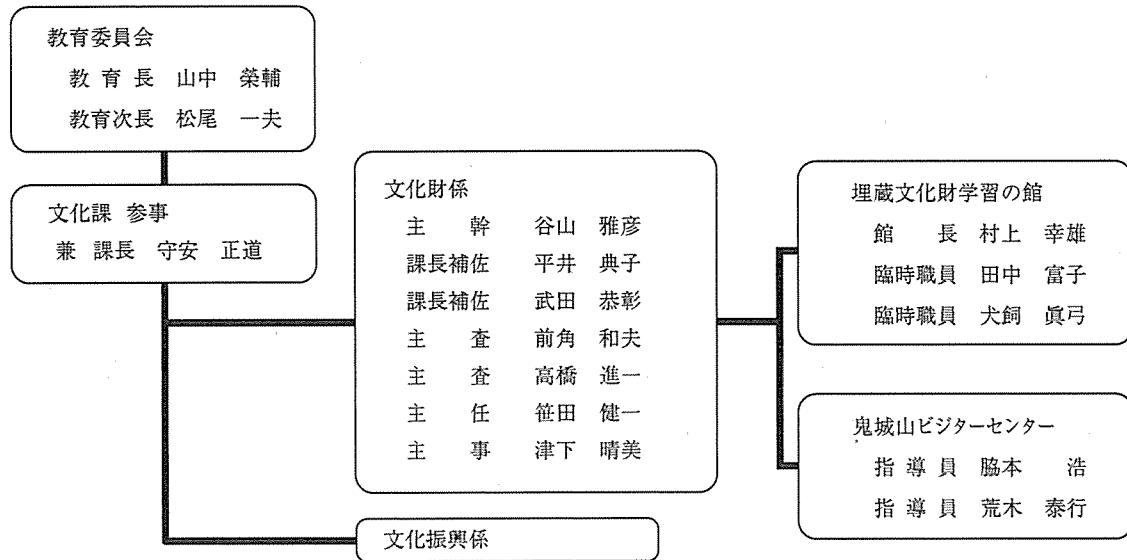
一 総社市埋蔵文化財行政の概要一	第 4 表 鬼城山ビズターセンターへの入館者数9
第 1 表 発掘調査一覧1	第 5 表 史跡 鬼城山への見学者数9
第 2 表 平成 24 年度埋蔵文化財発掘の届出・通知4	第 6 表 講師派遣一覧10
第 3 表 事前審査一覧6	

1. 総社市埋蔵文化財行政の概要

平成 24 年度埋蔵文化財行政の概要

総社市内における埋蔵文化財の状況に関しては、史跡整備事業をはじめ、開発行為にともなって実施する立会調査・試掘調査・確認調査、および記録保存を目的とした発掘調査、さらにそのほかの埋蔵文化財保護行政、いずれも総社市教育委員会文化課文化財係で対応をしている。

<組織>



平成25年3月31日現在

[埋蔵文化財の調査]

平成 24 年度に実施した発掘調査件数は 4 件（第 1 表）である。

調査総面積は約 1,150m²で、調査総経費は約 13,547 千円である。

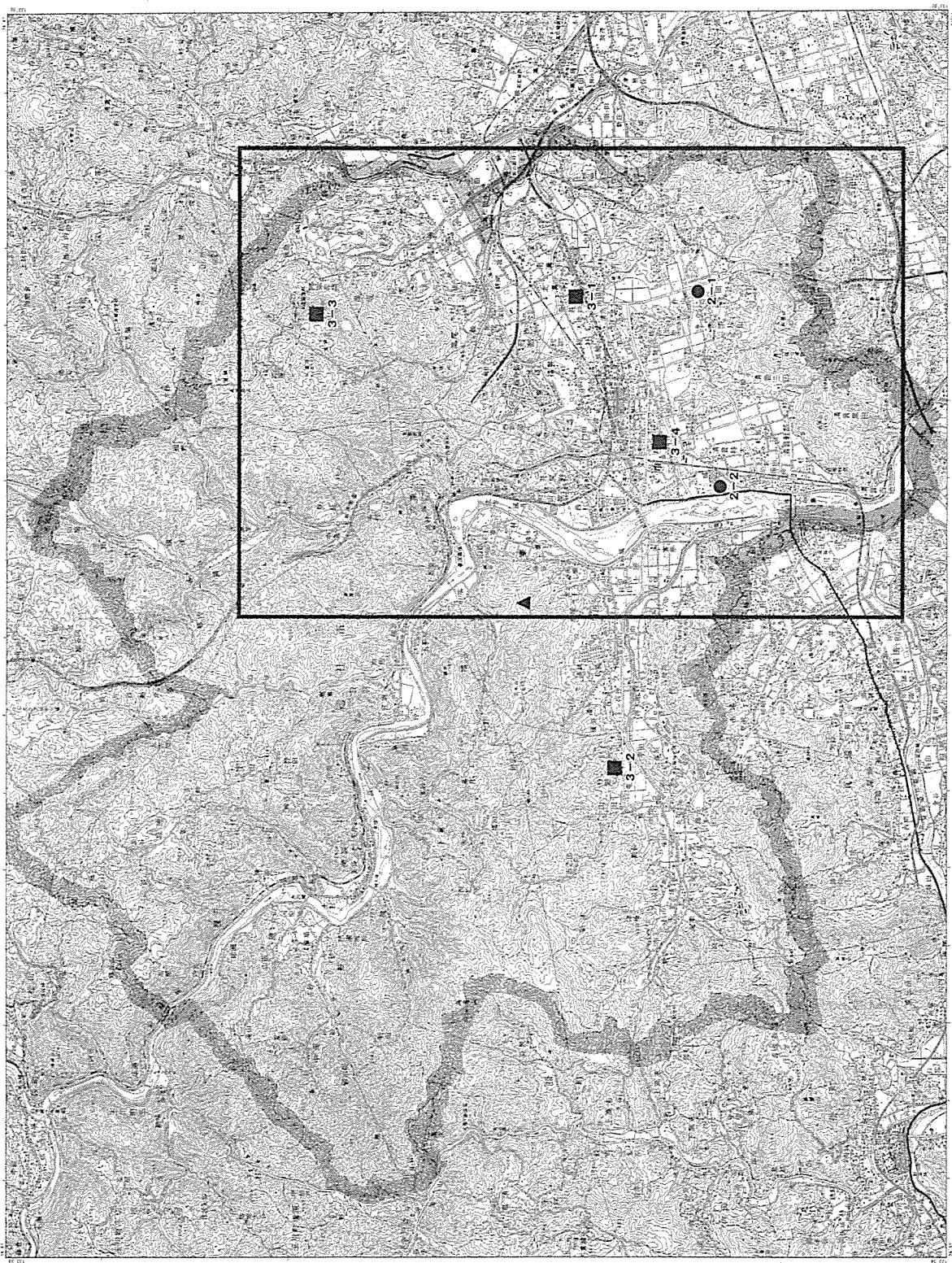
調査件数のうち 3 件は公共事業関連で、残る 1 件が民間事業関連である。また、4 件のうち 2 件が前年度以前からの継続事業である。

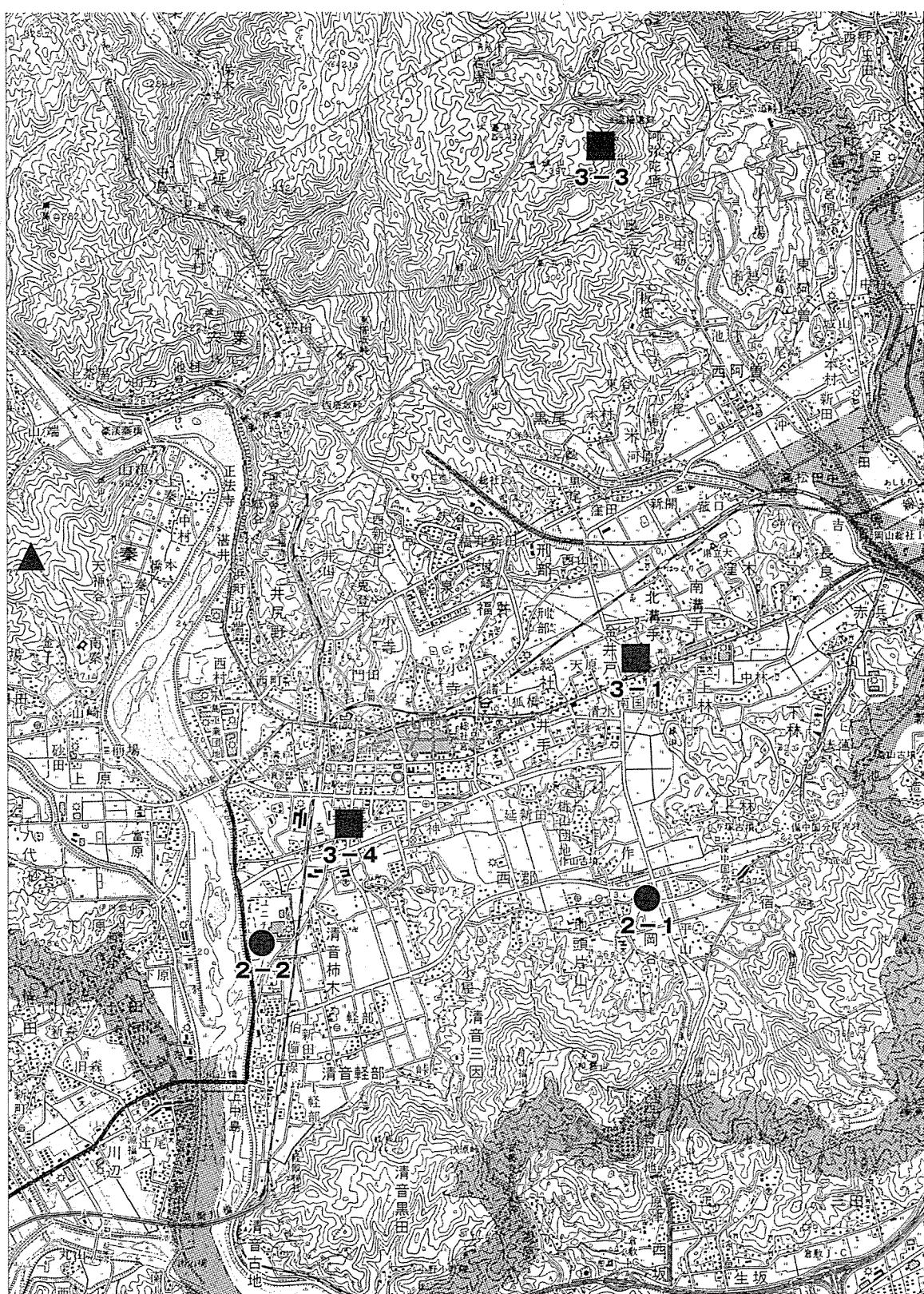
この発掘調査件数からみると、いまだ公共事業関連が主体であり、唯一の民間事業関連も土砂採取事業にともなうものであって、新たな設備投資等によるものでないことから、いまだ景気回復のきざしについては、見え隠れをする程度の経済状況にあるものと判断されようか。

第 1 表 発掘調査一覧

番号	遺跡名	所在地	調査契機	調査期間	担当者
1	御所遺跡	金井戸308	確認調査	4月23日～6月25日	武田
2	狩谷古墳群	山田2219ほか	土砂採取	7月2日～12月5日	高橋・平井
3	鬼城山	奥坂1762-6ほか	史跡整備	9月18日～3月29日	前角
4	三輪遺跡群	真壁664-8ほか	区画整理	12月19日～1月16日	平井

第1図 調査位置図1 (S=1/110,000)





● 立会・試掘・確認調査
 ■ 発掘調査
 ▲ 分布・測量調査

第2図 調査位置図2（拡大図）(S=1/60,000)

同様に、文化財保護法に基づく、埋蔵文化財発掘の届出・通知は 51 件（第 2 表）である。

いずれも民間事業関連の届出のみであり、このうちの 76% にあたる 39 件が個人住宅に係わるもので、残る 12 件が共同住宅 1、店舗 3、通信設備 4、その他 4 件となっている。この状況は、件数の増減はあるものの、その内容においては例年同様に大差のないものとなっている。しかし、埋蔵文化財発掘の通知となる公共事業関連が 0 件ということは、発掘調査の実施された 3 件の公共事業関連以外に周知遺跡範囲内で該当事業が全くなかったものと判断することは到底できない。公共事業関連については関係する担当課への、より細かなアプローチが必要であるものと痛感される。

第 2 表 平成 24 年度埋蔵文化財発掘の届出・通知

番号	提出日	遺跡名	主要用途	地番	対応	調査日	状況	担当者
1	4/10	南溝手遺跡	個人住宅	南溝手字天原 111-1	立会	8/8	低湿地	高橋
2	4/17	三輪遺跡群	個人住宅	69 街区 5 ロット	慎重	×	×	高橋
3	5/1	上三本松遺跡	個人住宅	真壁字石原前 541-18	立会			高橋
4	5/1	早溝遺跡	個人住宅	井手字中溝 516-10	立会			高橋
5	5/1	荒神ヶ市遺跡	個人住宅	真壁字荒神ヶ市 665-1	立会			高橋
6	5/1	窪木宮後遺跡	店舗	窪木字茶ノ木 1009-3	立会			
7	5/1	三輪遺跡群	個人住宅	真壁字石原前 541-21	立会			高橋
8	5/7	真壁遺跡	個人住宅	真壁字御野代 607-4	立会			高橋
9	5/7	早溝遺跡	個人住宅	井手字中溝 516-14	立会			高橋
10	5/7	早溝遺跡	個人住宅	井手字中溝 516-10	立会			高橋
11	5/7	上三本松遺跡	個人住宅	三輪字三本松 783-1	立会			高橋
12	5/29	広峰遺跡	個人住宅	福井字阿部前 45-10				高橋
13	6/28	三須中所遺跡	個人住宅	三須字前田 1499-1	立会			高橋
14	6/28	岡ノ木遺跡	個人住宅	溝口字町並 272-3	慎重			高橋
15	7/4	早溝遺跡	個人住宅	井手字中溝 516-8	慎重	×	×	高橋
16	7/10		個人住宅	上林字東国分地 1078-1				武田
17	7/13	散布地	個人住宅	西郡 1523-1	立会			平井
18	7/27	鷹尾手遺跡	個人住宅	三輪字西槇前 988-4	慎重	×	×	武田
19	7/27	大文字遺跡	個人住宅	南溝手字高木 453-1	慎重	×	×	武田
20	8/27	大文字遺跡	個人住宅	南溝手字上サギセ 440-8				
21	8/28	南溝手遺跡	校舎	北溝手字溝尻 189-1	立会	11/9	盛土内	高橋
22	9/21	石原遺跡	個人住宅	真壁字石原前 541-10	立会			武田
23	10/26	諸上遺跡	個人住宅	総社 3 丁目字正法寺 891-7	慎重	×	×	武田
24	10/26	軽部遺跡	携帯鉄塔	清音軽部字八幡馬場 883	立会			武田
25	11/6	伊与部山弥生 墳丘墓・古墳群	テレビ塔の撤去	下原 694-2	立会	7/31	遺構・遺物なし	前角
26	11/9	広峰遺跡	個人住宅	福井 2066-3	立会			武田
27	11/21	早溝遺跡	個人住宅	井手字中溝 516-7	慎重	×	×	武田
28	11/21	軽部遺跡	個人住宅	清音軽部字東町 245-22	立会			武田
29	11/22	中村遺跡	店舗	中央 4 丁目 1-101	立会	12/14	造成土内	武田
30	11/22	延遺跡	道路	井手字延ノ内 459-2	慎重	×	×	武田
31	11/22	延遺跡	宅地造成	井手字延後 468-2	立会			武田
32	11/26	惣善寺遺跡	個人住宅	三輪字惣善寺 1128-3	立会	12/17	遺構・遺物なし	武田
33	11/29	三輪遺跡群	個人住宅	三輪 732-4	立会			武田
34	11/29	神明遺跡	農業用倉庫	刑部字松ノ木 11-1	立会	2/8	微高地上	武田
35	11/30	散布地	墓地	久代字別所 2813-2	立会			武田
36	12/4	窪木遺跡	個人住宅	窪木字折橋 799-8	立会	1/8	微高地上	武田
37	12/12	早溝遺跡	個人住宅	井手字中溝 525-6	慎重	×	×	平井

番号	提出日	遺跡名	主要用途	地番	対応	調査日	状況	担当者
38	12/18	軽部遺跡	個人住宅	清音軽部字川田 402-1	立会			武田
39	12/19	石原後遺跡	集合住宅	中央 6 丁目 1-134	立会			武田
40	12/20	散布地	携帯鉄塔	福井字奥ヶ谷 1551-1	立会			武田
41	12/26	真壁遺跡	店舗増築	中央 4 丁目 22-111	立会			武田
42	1/16	寺山 2 号墳	個人住宅	宿字車塚溝東 424-3	立会			武田
43	1/30	延遺跡	個人住宅	井手 188-5	慎重	×	×	武田
44	2/8	軽部遺跡	携帯鉄塔	清音軽部字向原 785-2	立会			高橋
45	2/18	延遺跡	個人住宅	井手字西延 499-3	立会			高橋
46	3/1	金井戸新田遺跡	個人住宅	総社字金之本 1679-7	立会			高橋
47	3/4		個人住宅	溝口字町並 227-2				高橋
48	3/4	金井戸新田遺跡	個人住宅	金井戸 1646-11	立会	次年度		高橋
49	3/15	岡久・殿堂遺跡	個人住宅	駅前 1 丁目字三ツ溝 268-1	立会	次年度		高橋
50	3/27	岡ノ木遺跡	宅地造成	真壁字宮ノ東 926	確認	次年度		前角
51	3/29	三輪遺跡群	個人住宅	三輪字黒相 1162-1	立会	次年度		高橋

また、開発等にともなう事前審査は 123 件（第 3 表）である。

事前審査は、建築確認申請や開発許可申請などの府内回覧によるものほかに、事業者による埋蔵文化財の所在確認時において実施されたものである。

とくに、建築確認申請に関しては、総社市への申請件数であり、これまで『総社市埋蔵文化財調査年報』14・19 で指摘しているように、民間開発検査機関への申請についての事前審査は実施していない。事業者による埋蔵文化財の所在確認のなかに民間開発検査機関への申請分が含まれていると想定されるが、それほど大きな数値を占めているとは思えない。

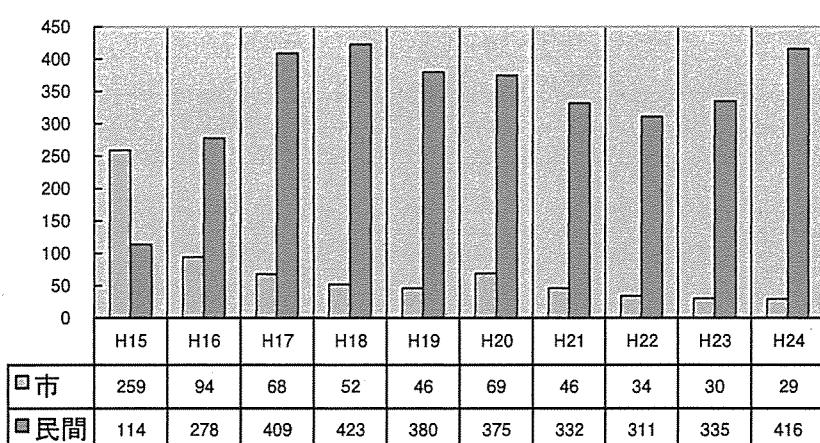
『年報』19 に掲載した平成 17～20 年の「建築確認申請の推移」に加えて、平成 15・16 年と 20 年以降のデータを追加して、第 3 図に示す。ただし、条件の取り方によって数値に変動があり、今回、新たな条件設定で集計を行ったため、前回の平成 17～20 年についても同じ数値になっていない。

この第 3 図によると、平成 16 年に申請先の官民比率が官から民へと急激に逆転移行し、さらに年を追うごとにその差は広がっており、現在ではその比率が民に対して官は 10% を割っている状況である。この傾向は今後もかわることがなく、その申請内容の精査を実施したものではないが、個人住宅関連系が官に、共同住宅関連系が民という、つまりところ、より開発の大きなものに関しての申請が民間審査機関において対

応されている傾向が強くうかがえる。

また、調査の結果等をパソコン用コンピュータにて管理化を進めているが、担当者によって粗密があり、より的確に入力のできる方策を考える必要もある。

第 3 図 建築確認申請の推移



第3表 事前審査一覧

番号	受付日	遺跡名	主要用途	地番	対応	調査日	状況	担当者
1	前年度	遺跡外	校舎	駅前1丁目 10-1	立会	4/17	遺跡なし	高橋
2	前年度	遺跡外	工場	中原 88	立会	4/18・19	遺跡なし	前角
3	4/5	遺跡外	宅地造成	西郡 889, 925	立会			
4	4/13	遺跡外	個人住宅	宿字西浦 1411-1	立会			
5	4/16	遺跡外	個人住宅	原字西の田 1124	立会			
6	4/19	遺跡外	個人住宅	宿字堀ノ西 1109-3				
7	4/16	南溝手遺跡	校舎	北溝手字溝尻 189-1				
8	5/	真壁遺跡	個人住宅	中央5丁目 11-107				
9	5/9	金井戸天原遺跡	店舗	金井戸字南国府西 418-2 ほか				
10	5/18	遺跡外	個人住宅	溝口字町並 222-2	立会			
11	5/23	遺跡外	個人住宅	三須 1639-1	立会			
12	5/24	遺跡外	個人住宅	三須 1639-1	立会			
13	5/25	遺跡外	個人住宅	宿字大溝原 1330-19				
14	5/28	散布地	墓地	久代字分水 4054-3				
15	5/28	遺跡外	個人住宅	地頭片山字キカウカ 52-1				
16	5/28	遺跡外	個人住宅	宿字土井相 1086-2				
17	5/31	遺跡外	個人住宅	下林 1236-1				
18	6/2	遺跡外	個人住宅	西阿曾 1186	立会			
19	6/4	遺跡外	携帯鉄塔	身延字三ツ木 2208	立会			
20	6/5	遺跡外	個人住宅	真壁 990				
21	6/5	遺跡外	個人住宅	北溝手字山崎 18-4				
22	6/5	広峰遺跡 神明遺跡	個人住宅	福井字阿部前 45-10				
23	6/7	遺跡外	個人住宅	小寺 1973-1				
24	6/12	遺跡外	不動産鑑定	井手 167				
25	6/14	大文字遺跡	個人住宅	南溝手字上サギセ 440-8				
26	6/19	遺跡外	個人住宅	金井戸 233-1				
27	6/20	遺跡外	個人住宅	中原字柿木道上 397-41				
28	6/27	遺跡外	個人住宅	上林 1281-1		7/3	すでに削平済み	前角
29	6/29	遺跡外	個人住宅	上林字江崎 673				
30	7/	遺跡外	店舗	上林字東国分地 1078-1	立会			
31	7/4	遺跡外	個人住宅	中央1丁目 16-112	立会			
32	7/6	井田古墳群	水道施設	小寺				
33	7/10	遺跡外	不動産鑑定	清音上中島 1813-2		×	不動産鑑定	
34	7/10	遺跡外	不動産鑑定	清音古地 3-1		×	不動産鑑定	
35	7/16	遺跡外	個人住宅	三須 487-22				
36	7/18	上原遺跡	個人住宅	秦 149				
37	7/18	窪木遺跡	不動産鑑定	窪木 854-1		×	不動産鑑定	
38	7/18	遺跡外	個人住宅	宿 1109-3		×	工事進行	前角
39	7/20	大文字遺跡	個人住宅	南溝手 388-7				
40	7/20	遺跡外	分譲宅地	小寺 53-18				
41	7/24	大溝遺跡	店舗	岡谷		12/3~18	角取力山遺跡の範囲拡大	前角
42	7/24	分布調査	水道施設	小寺				
43	7/30	神明遺跡 広峰遺跡	個人住宅	福井 45-10				

番号	提出日	遺跡名	主要用途	地番	対応	調査日	状況	担当者
44	8 /	南溝手遺跡	校舎	窪木 111				
45	8 / 1	大文字遺跡	個人住宅	南溝手字上サギセ 440-8				
46	8 / 3	南溝手遺跡	個人住宅	南溝手 111-1		8/8		
47	8 / 8	井手村後遺跡	店舗	井手字天原下 957-4				
48	8 / 22	軽部遺跡	個人住宅	清音軽部字川田 398-1				
49	8 / 17	遺跡外	個人住宅	北溝手 442-1				
50	8 / 21	遺跡外	個人住宅	井手字延後 469				
51	8 / 24	岡ノ木遺跡	マンション	真壁 930				
52	8 / 27	水内金屋遺跡	個人住宅	原 2124		9/13		
53	9 / 21	金井戸天原遺跡	個人住宅	金井戸 377				
54	9 / 24	遺跡外	個人住宅	上中島 572				
55	9 / 24	遺跡外	共同住宅	総社 28-4				
56	9 / 25	遺跡外	個人住宅	中央 1 丁目 20-6				
57	9 / 26	遺跡外	個人住宅	駅前 2 丁目 3-13				
58	10 / 2	大文字遺跡	個人住宅	北溝手 645-1				
59	10 / 9	遺跡外	個人住宅	秦 3351				
60	10 / 11	遺跡外	個人住宅	井手 188				
61	10 / 12	遺跡外	個人住宅	久代字別所 2813				
62	10 / 12	金井戸天原遺跡	個人住宅	金井戸 288-3				
63	10 / 15	遺跡外	個人住宅	中央 6 丁目 13-457-1				
64	10 / 15	遺跡外	不動産鑑定	刑部 60		×	×	
65	10 / 17	長良小田中遺跡	不動産鑑定	長良 74 ほか		×	×	
66	11 /	金井戸天原遺跡	店舗増築	金井戸字南国府 418-2				
67	11 / 2	宮後遺跡	不動産鑑定	小寺 20-6		×	×	
68	11 / 2	遺跡外	不動産鑑定	東阿曾 1487		×	×	
69	11 / 2	伊与部山弥生墳丘 墓・伊与部山古墳群	通信施設	下原 694-2 ほか		7/31	遺構・遺物なし	前角
70	11 / 6	中村遺跡	店舗	中央 4 丁目 1-101				
71	11 / 7	下三輪遺跡	個人住宅	三輪 170-2				
72	11 / 9	遺跡外	個人住宅	井尻野字一ノ口 325-2				
73	11 / 16	三輪遺跡群	個人住宅	三輪 732-4				
74	11 / 19	遺跡外	個人住宅	新本字岡 7370-2				
75	11 / 19	遺跡外	不動産鑑定	岡谷 1171		×	×	
76	11 / 19	散布地	不動産鑑定	西郡 893-1		×	×	
77	11 / 20	遺跡外	不動産鑑定	金井戸 238-1	立会			
78	11 / 20	遺跡外	不動産鑑定	金井戸 229-6	立会			
79	11 / 20	遺跡外	携帶鉄塔	井手字金之本 1268				
80	11 / 21	真壁遺跡	店舗	中央 5 丁目		12/14	造成土内に収まる	
81	11 / 29	遺跡外	宅地造成	門田 208				
82	11 / 29	神明遺跡	農業用倉庫	刑部 11-1		2/8	微高地上	
83	12 / 1	井手村後遺跡	個人住宅	井手 946				
84	12 / 3	遺跡外	不動産鑑定	岡谷 1667-2		×	×	
85	12 / 10	遺跡外	個人住宅	清音柿木字新田 837-13				
86	11 / 26	惣善寺遺跡	個人住宅	三輪字惣善寺 1128-3		12/17	遺構・遺物なし	
87	12 / 21	遺跡外	個人住宅	三須 693-12				
88	1 / 8	遺跡外	店舗	真壁字三所 1289-1				
89	1 / 8	散布地	個人住宅	三輪 1492-3				
90	1 / 10	井尻野古墳群	不動産鑑定	井尻野 1109-18		×	×	
91	1 / 10	金井戸鴻崎遺跡	個人住宅	金井戸字西鴻崎 438-1				

番号	提出日	遺跡名	主要用途	地番	対応	調査日	状況	担当者
92	1/10	遺跡外	個人住宅	西坂台 1879-184				
93	1/17	遺跡外	個人住宅	西坂台 184				
94	1/22	遺跡外	個人住宅	真壁 990				
95	1/24	黒谷古墳群	不動産鑑定	久代 1313		×	×	
96	1/24	遺跡外	個人住宅	宿 352				
97	1/30	遺跡外	個人住宅	宿 1078-5				
98	2/	遺跡外	携帯鉄塔	三輪字船山 1622				
99	2/1	遺跡外	個人住宅	宿 1078-5				
100	2/5	真壁遺跡	不動産鑑定	真壁 150-4		×	×	
101	2/7	延遺跡	個人住宅	井手 499-3				
102	2/8	遺跡外	不動産鑑定	真壁字市場堤下 1453-4		×	×	
103	2/8	上原遺跡	不動産鑑定	富原字中通 881-5		×	×	
104	2/8	三須中須賀遺跡	不動産鑑定	三須 1127-1		×	×	
105	2/8	井手村後遺跡	不動産鑑定	井手 951		×	×	
106	2/8	遺跡外	不動産鑑定	三須 1576-9		×	×	
107	2/12	龍王古墳群	個人住宅	宿 1961-2				
108	2/13	遺跡外	個人住宅	久代 1839				
109	2/14	散布地	宅地造成	地頭片山字荒田ノ町 76-1				
110	2/14	金井戸新田遺跡	個人住宅	井手 1693				
111	2/19	惣善寺遺跡	個人住宅	三輪字惣善寺 1128-12				
112	2/19	遺跡外	個人住宅	駅前一丁目字段堂 81-23				
113	2/19	遺跡外	個人住宅	真壁 581-1				
114	2/19	真壁遺跡群	個人住宅	中央 6 丁目 572				
115	2/25	三輪遺跡群	個人住宅	三輪 1162-1				
116	2/25	遺跡外	個人住宅	泉 1-59				
117	2/27	遺跡外	個人住宅	三須字マエダ 1499-1	立会			
118	3/5	窪木宮後遺跡	不動産鑑定	窪木 114		×	×	
119	3/13	遺跡外	宅地造成	門田字元屋敷 208-1	立会			
120	3/19	遺跡外	共同住宅	地頭片山字鳥居ノ内 119-1	立会			
121	3/19	図ノ木遺跡	宅地造成	真壁 926 ほか		次年度	確認調査予定	
122	3/21	遺跡外	福祉施設	宿字ハシカミタワ 159-4				
123	3/26	遺跡外	宅地造成	地頭片山 880				

〔埋蔵文化財の保護・普及〕

平成 24 年度での報告書刊行はなく、平成 23 年度事業の調査報告等をまとめた『総社市埋蔵文化財調査年報 22』(平成 23 年) の刊行も行えなかった。

史跡整備を進めている鬼城山では、平成 25 年 1 月 25 日に第 36 回鬼城山整備委員会を開催し、その協議内容に基づき、東門の表示整備を行った。

指定史跡の管理は、例年どおり下刈り清掃を実施したほか、一丁塊古墳群の分布調査等に伴う伐採・下刈りと測量調査を平成 24 年 8 月～平成 25 年 3 月にかけて行っている(第 2 図▲)。古墳群は 1 号墳より北・東・南に派生する丘陵線上に築造され、A 地区～D 地区に総数 33 基を確認している。1 号墳の前方後方墳以外はいずれも方墳とされるが、さらに南に派生する丘陵上にも金子古墳群が所在しており、墳形や古墳群と支群との関係、さらに、全長約 62 m の秦大塊古墳・全長約 38 m の秦茶臼山古墳など、従来の首長系譜に関しても再考が必要となるものである。

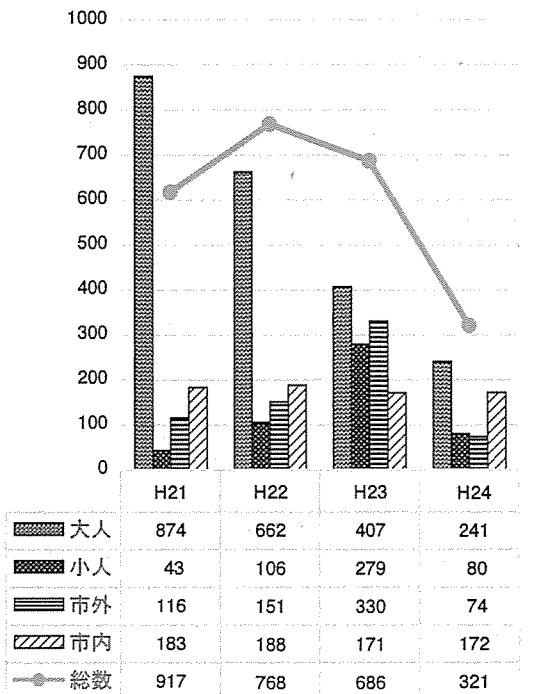
埋蔵文化財学習の館の入館者は、平成 24 年度 321 名(大人 241・小人 80) である。開館(平成 6

年8月1日)～平成20年までの入館者数は、年報19に掲載しており、それ以後の入館者数について第4図に示す。

鬼城山ビジャーセンターの入館者も、同様、平成21年度以降の入館者数について第4表に示す。1～3月が極端に少ない。

また、史跡鬼城山への見学者は、平成24年度45,488名である。なお、平成21年8月より、登城路入り口にてセンサー式のカウンター機を設置しており、設置以降の見学者数を第5表に示す。

第4図 埋蔵文化財学習の館への入館者数



第4表 鬼城山ビジャーセンターへの入館者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H21	760	1,052	335	313	504	802	1,005	824	390	392	363	610	7,350
H22	782	437	320	311	346	538	843	928	226	67	76	83	4,957
H23	1,498	1,546	723	635	829	793	1,529	1,123	718	672	635	825	11,526

第5表 史跡 鬼城山への見学者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計(人)
H21					2,784	5,352	5,525	6,014	3,897	3,518	2,971	3,687	33,748
H22	5,053	7,054	2,478	2,545	3,411	4,856	5,617	6,233	3,662	3,299	3,293	3,970	51,471
H23	6,941	7,077	2,751	2,547	3,739	4,281	5,818	5,051	2,587	3,840	2,661	4,037	51,330
H24	4,483	5,718	2,992	2,251	3,553	3,517	5,012	4,836	1,998	4,101	3,031	3,996	45,488

資料等の貸出は、10件。多くは写真掲載の許可に伴うもので、展示に伴う遺物の貸出は、以下のとおりである。

- ・大阪府立弥生文化博物館 平成24年8月～10月
夏季特別展「穂落とし神の足跡－農具でひもとく弥生社会－」に「南溝手遺跡出土の鉄製品」
- ・香川大学博物館 平成24年11月
第10回企画展「サヌカイトは誰が運んだか－金山の調査報告」に「南溝手遺跡出土の石核」
- ・岡山県立博物館 平成25年3月～4月

春季展示（2）「分銅形土製品」に「真壁遺跡、三須・畠田遺跡、窪木遺跡、南溝手遺跡出土の土製品」

講師・案内等の派遣は、第6表のとおり、33件である。

第6表 講師派遣一覧

番号	日付	依頼先	内容	担当
1	平成24年4月6日	県大生オリエンテーション	総社市の文化財	谷山
2	平成24年4月12日	中央公民館	福寿学級「造山古墳と作山古墳－吉備のつくり山古墳－」	平井
3	平成24年5月8日	総社市新任研修	鬼ノ城案内	平井
4		県博誘致する会	狩谷遺跡・報告	高橋
5	平成24年5月11日	清音公民館	鬼ノ城案内	平井
6	平成24年5月25日	都市計画課・県建築課	鬼ノ城案内	平井
7	平成24年6月14日	清音公民館	「清音村と高梁川流域の変遷」	前角
8	平成24年6月18日	清音小学校6年	埋蔵文化財学習の館案内 鬼ノ城案内	平井 前角
9	平成24年6月18日	秦いきいきサロン	秦の文化財	武田
10	平成24年6月20日	赤穂市立城西小学校	吉備路風土記の丘	前角
11	平成24年6月29日	高松公民館ボランティアガイド造山蘇生会	弥生土器実見研修	平井
12	平成24年7月7日	退職教員の会	一丁塙古墳について	武田
13	平成24年7月17日	ロータリークラブ	一丁塙古墳について	武田
14	平成24年7月20日	郷土史研究会	吉備の玉について	高橋
15	平成24年8月7日	教員新任研修	市内文化財案内	平井
16	平成24年8月16日	県博	狩谷遺跡報告会	高橋
17	平成24年8月23日 24日	観光大学	講座「古代吉備の成立と繁栄」 市内史跡案内 ガラス玉作り	平井 谷山 高橋
18	平成24年9月1日	広島歴史民俗博物館 講座	土器を中心とした吉備の弥生時代研究	平井
19	平成24年9月7日	県博スライド会	狩谷遺跡	高橋
20	平成24年9月9日	観光ボランティア	埋蔵文化財学習の館案内	平井
21	平成24年9月12日	清音公民館		武田
22	平成24年9月15日	郷土史研究会	総社市の災害の歴史	笹田
23	平成24年9月16日	香川県埋蔵文化財センター ボランティア	鬼ノ城・作山等案内	平井
24	平成24年9月17日	子ども会連合会	鬼ノ城案内	前角
25	平成24年9月21日	蓮華サロン（出前講座）	中央公民館総社分館	谷山
26	平成24年9月23日	学校教育課（オーストラリアからの視察）	市内の史跡案内	平井
27	平成24年10月30日	岡山県郷土文化財団	鬼ノ城・作山案内	平井
28	平成24年11月10日	岡山県 文化振興課 岡山県郷土文化財団	「岡山文化フォーラム第二回備中」 パネルディスカッション	平井
29	平成24年11月11日	県立大学 博物館実習	鬼ノ城案内	谷山
30	平成24年11月15日	清音公民館	三輪山古墳群の見学	平井

31	平成24年12月2日	県立大学 博物館実習	「古代吉備の成立と繁栄」講義	平井
32	平成24年12月7日	県大実習	玉作	高橋
33	平成25年1月29日	東中PTA	玉作	高橋
34	平成25年2月4日	総社小学校	山手郷土館の見学	前角
35	平成25年2月4日	総社小学校	山手郷土館の見学	前角
36	平成25年2月12日	山手小学校	山手郷土館の見学	前角
37	平成25年2月21日	西小PTA	玉作	高橋
38	平成25年2月20日	阿曾小学校	山手郷土館の見学	前角
39	平成25年2月28日	阿曾小PTA	玉作	高橋
40	平成25年3月2日	昭和公民館講座	古墳巡り	平井
41	平成25年3月15日	吉備路再発見講座	鬼ノ城案内	高橋
42	平成25年3月21日	中央公民館講座	古墳巡り	平井

このほか、他の機関より多くの受贈図書をいただいており、ご寄贈いただいた諸機関の方々には厚くお礼申し上げます。

(前角和夫)

2. 立会・試掘調査の概要

商業施設出店計画に伴う試掘調査

所在地 総社市岡谷

調査期間 2012（平成24）年12月3日～18日

調査にいたる経緯

一般国道429号と県道270号清音真金線の交差する総社市大字岡谷地区で商業店舗の進出が計画された。

調査地内の周知遺跡は、調査地東端で大溝遺跡の分布する範囲がわずかに該当する以外、遺跡の存在は確認されていない。しかし、北には国指定史跡 作山古墳、南には市指定史跡 角力取山古墳が所在しており、さらに角力取山遺跡も近接するなど、遺跡の存在している可能性は十分に考えられた。

調査地の現況は、いずれも水田である。

計画は、諸法令による規制があったため、事業者は、まず埋蔵文化財の状況について把握することとした。計画地の多くは包蔵地外であったが、先の状況から事前の試掘調査が必要と判断された。協議を進める中で、試掘調査を稻刈り終了後に実施することとし、その調査は予想される建物範囲を中心に11箇所のトレ

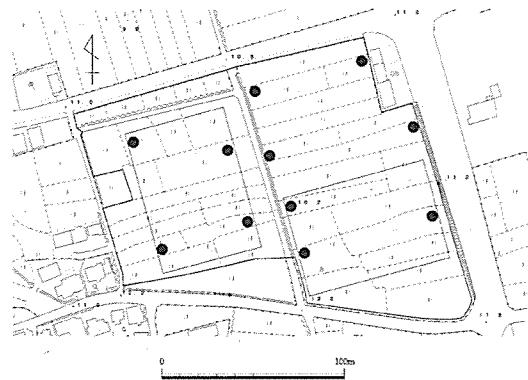
ンチを設定して遺跡の有無の確認をすることであった。

平成24年12月3日から12日までの予定で調査を開始した。しかし、担当者を途中で交代せざるをえなかつた事情もあり、調査の当日、以下の点について再度の確認を行う必要があった。これにより、その後の調査日程に遅れが生じた。

確認は、地権者とトレーンチ位置の最終決定を行つたことである。今回の試掘調査では、翌年に作付けを行うという前提であり、充分な埋め戻し作業を行うものの、トラクターや田植え機が埋まり込む可能性が予測されたために取った安全対策である。しかも事業者と土地所有者、さらに小作契約者との間で綿密な連絡が取れていなかつたこともあり、小作者



第5図 調査地周辺の遺跡分布図 (S=1/10,000)



第6図 当初のトレーンチ配置図 (S=1/4,000)

太線：計画範囲 細線：建物位置

黒丸：トレーンチ位置

ともトレンチ位置の確認を行う必要が生じた。その結果、2日間の調査中断を余儀なくされ、綿密な事前協議が充分に必要であることを痛感した。

結局、当初の建物位置でのトレンチ設定（第6図）は、地権者と小作者との協議のうえで、一部その位置を変更し、最終的に12箇所のトレンチを設定（第8図）し、調査を行い、12月18日に完了した。

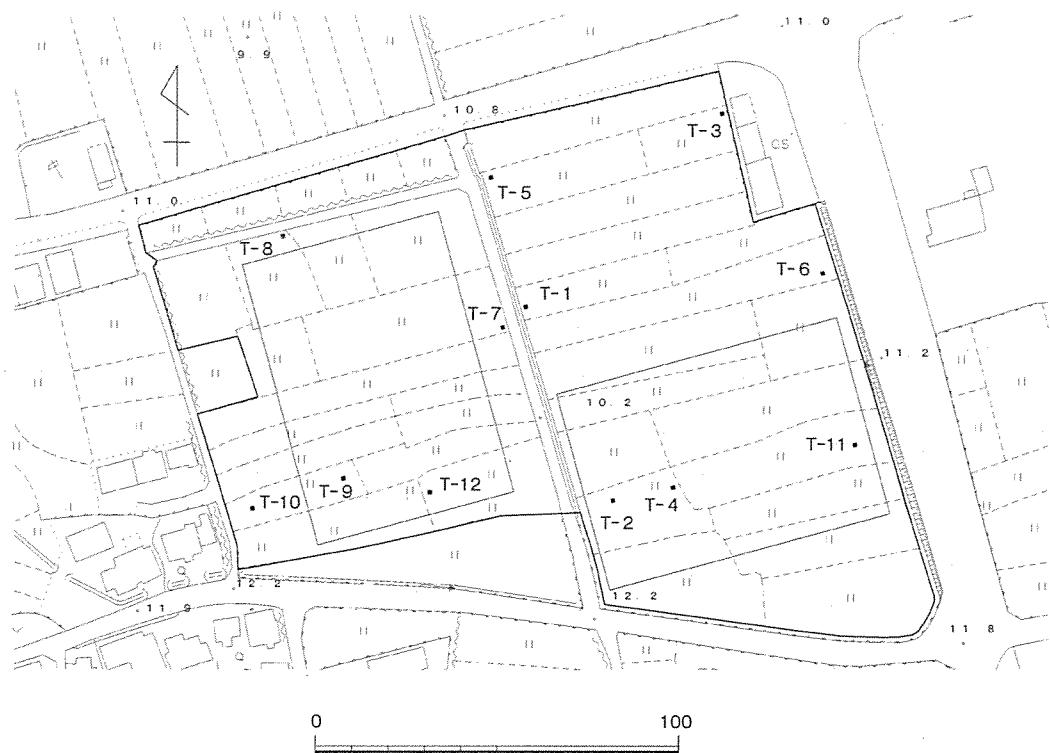
調査の方法と概要

試掘調査のトレンチはすべて人力による掘削と埋め戻しとし、基本的に $1 \times 1\text{ m}$ の範囲を地表面より 1 m 程度掘り下げるのこととした。

トレンチは調査順に番号をT-1, T-2, T-…と付けたものの、地権者および小作者と再度の位置確認と並行したため、掘る順番とその位置はばらばらとなり、またトレンチの埋め戻しもできるかぎり早急に行うこととしたので、とくに土層を観察する上で、近接するトレンチとの整合性を再確認することができなかった。



第7図版 調査地全景（南西から）



第8図 トレンチ配置図 ($S = 1/2,000$)

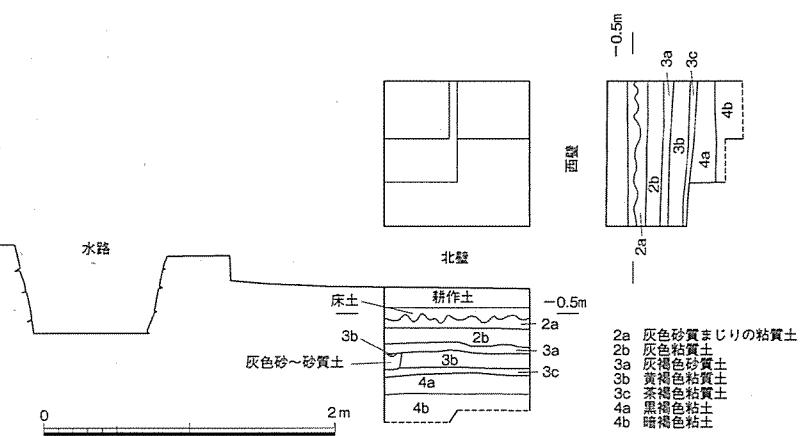
調査地の中央には南北方向の道路があり、これを境に東側を東部、西側を西部として、主にトレンチは耕作地の端に設定されたことから、その多くは調査地の東端、中央の道路沿い、調査地の西端に

集中する。東部・西部の中央へのトレンチ設定が少なかったので、休耕地において複数のトレンチを設定して補うように努めたが、当初の承諾地以外へのトレンチ設定追加は短時間の調査日程の中では困難であったため、断念せざるを得なかった。よって西部中央の建物位置中心部へのトレンチ設定はできなかった。しかしながら、大まかな状況は12箇所のトレンチ設定で確認できたものと判断している。

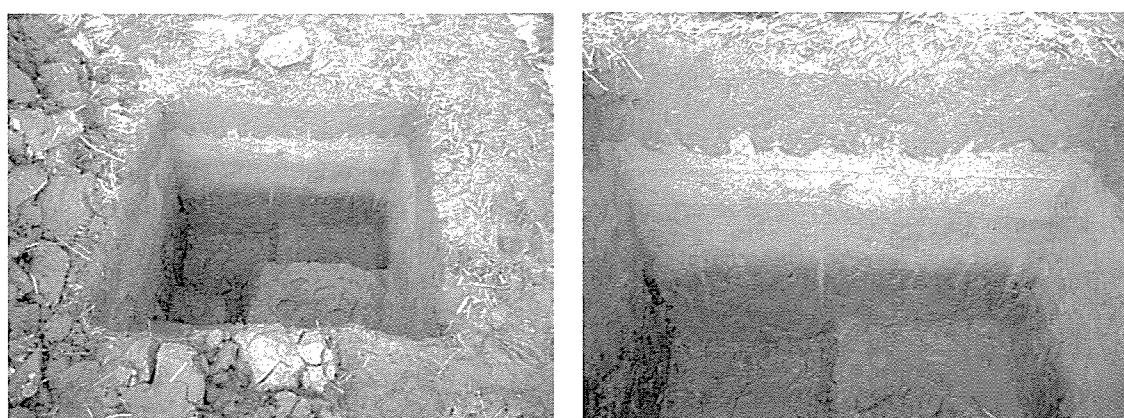
T-1 東部中央の西端に設定した。耕作土・床土の下に大きく3層の土層を確認し、その3層をそれぞれ2~3層に細分した。2a層の上面は大きく波打っている状況にある。4層は暗褐色~黒褐色の粘土で、グ

ライ化し、かつ粘質の強い土層である。4層以下はピンポールの感触によると底面より0.55m下で堅い面となり、その間に砂の貫入も認められるものの主体は粘土層である。

遺構は3b層の上面から掘り込まれた柱穴状遺構を断面観察にて検出した。埋土は砂~砂質土である。



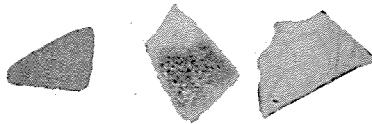
第9図 T-1 平面・断面図 (S = 1/50)



第10図版 左:T-1 全景(南から) 右:土層断面(北壁)

遺物は、2b層と3a層の境目で須恵器の小片と、調査中の排土から土師質土器のすり鉢片・鍋片をごくわずかに採集したのみである。

T-2 東部南の西端に設定した。休耕田であったことから、東部中央の状況を確認するために東側へもトレンチ(T-4)を設定している。床土と3・4層は存在しない。2層は灰色と黄褐色が混在しており、分層できなかった。5層は西から東に下降した堆積状況で、その土色・土質からは包含層



第11図版 T-1 出土遺物

と考えられたが、下層の6層が安定した土層でなかつたので、斜面への再堆積層と判断した。6層はトレンチの中でも南になるほど砂が多くなり、洪水砂に近い堆積土である。そのためか湧水が著しく、壁面の崩れもひどかった。7層は4層に酷似するが、ピンポール

が打ち込めないほどに固く締まっており、別の土層と判断した。

遺構は、6層の上面から掘り込まれたピットを断面にて2つ検出した。その形状から、斜面に打ち込んだ杭跡と考えている。

遺物は出土していない。

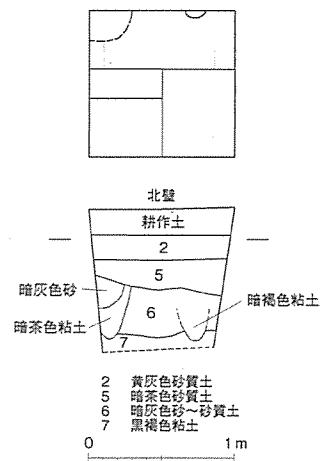
T-3 東部北の東端に設定した。土層はT-1同様の堆積と判断した。2a層の上面は波打っており、2b層はより黄色が強くなる。3層と4a・4b層はグライ化し、T-1よりT-5に近い状況と判断した。さらに4b層の下には、8層としたやや硬い粘土層がある。

遺構は検出されなかった。

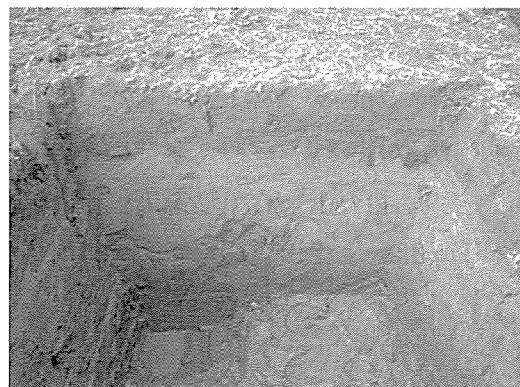
遺物は3層から須恵器の小片と土師質土器の鍋の小片が出土したのみである。



第12図版 T-2 土層断面（北壁）



第13図 T-2平面・断面図 (S=1/50)



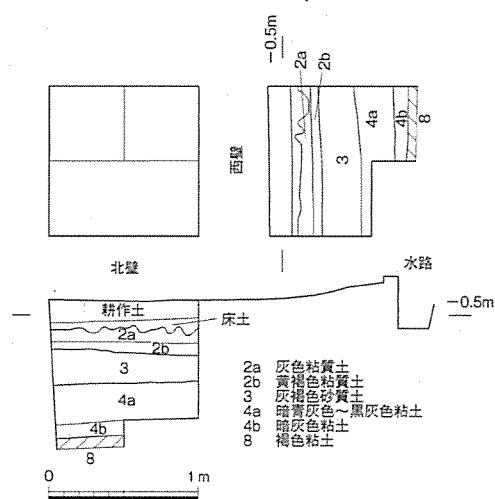
第14図版 T-3 土層断面（北壁）



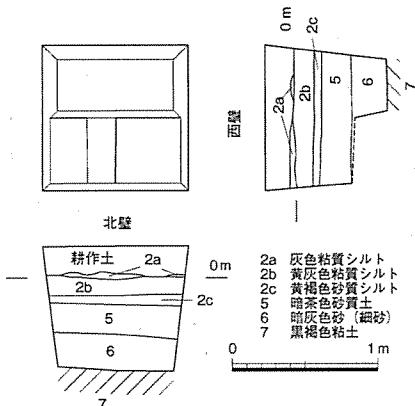
第15図版 T-3 出土遺物

T-4 東部南の中央に設定した。T-2と同一区画となる休耕田である。2～4層は存在しない。5層の包含層は東に向かってゆるやかに下降する。6層は砂となり、湧水が激しかった。7層も硬い面であるが、底面から0.35mほどでさらに硬い面となっていた。

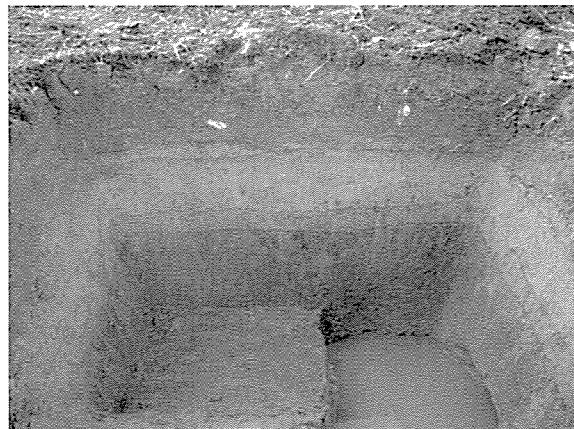
遺構・遺物はない。



第16図 T-3 平面・断面図 (S=1/50)



第17図 T-4 平面・断面図 (S=1/50)



第18図版 T-4 土層断面 (北壁)

T-5 東部北の西端に設定した。調査地内で、もっと低い地点にある。南にT-1・東にT-3が位置する。2a層上面の波状は認められない。2a層はT-1・3と異なっており、T-6に近いが、2b・3・4a層はT-3に酷似する。4b層がT-1の4a層に酷似していることから、ここでの4a層はT-3・5のみに形成された別層として区別すべきものであろうか。同様に8層も、T-3と比べると軟質であることから、T-5がより低位部にあたるものと判断された。

遺構はない。

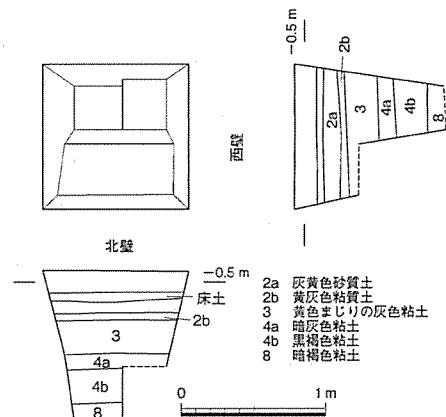
遺物は、2a層の上面から床土の間で土師器が2点出土した。いずれも鍋の小片である。



第19図版 T-5 出土遺物

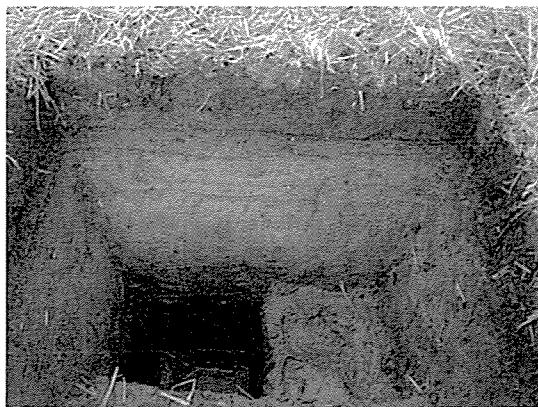


第20図版 T-5 土層断面 (西壁)

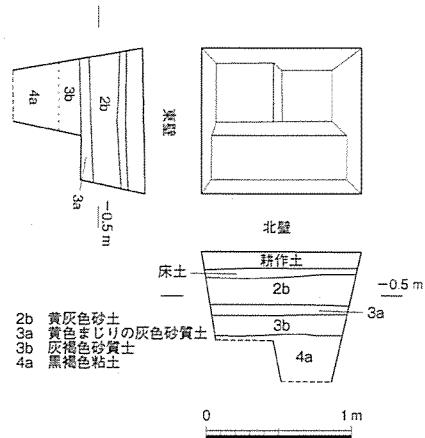


第21図 T-5 平面・断面図 (S = 1/50)

T-6 東部中央の東端に設定した。周知遺跡である大溝遺跡の分布範囲内に該当する。北にT-3・西にT-1・南にT-11が位置する。2a層は存在しない。2b層は厚く、分層はできなかったが灰色と黄色の互層が幾重にも認められた。水田層の形成が長期間にわたっていたものと推測され3b層の上面ではマンガンの沈殿が多く、黒褐色となる。4a層はT-3よりもさらにグライ化する。



第22図版 T-6 土層断面（北壁）



第23図 T-6 平面・断面図 ($S=1/50$)

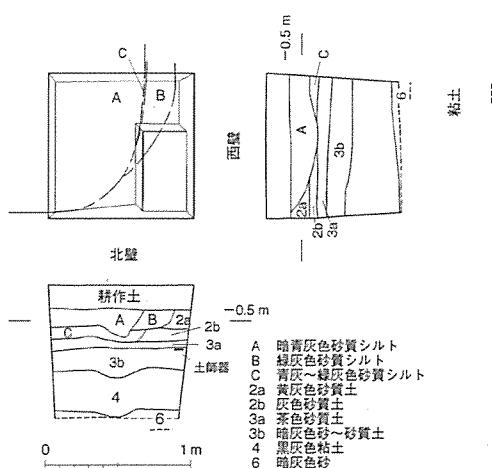
遺構・遺物はない。

東部は概ね南から北に向かって下降する地形である。しかし、T-6の北側に接する水田区画はT-6よりもわずかであるが高い。現地表が地下の状況をあらわしていると仮定すれば、T-6の北側には一定の地形の高まりが存在するものと判断できよう。おそらく南へのほかに、東へ向かっても小さな谷が広がって行くものと思われる。

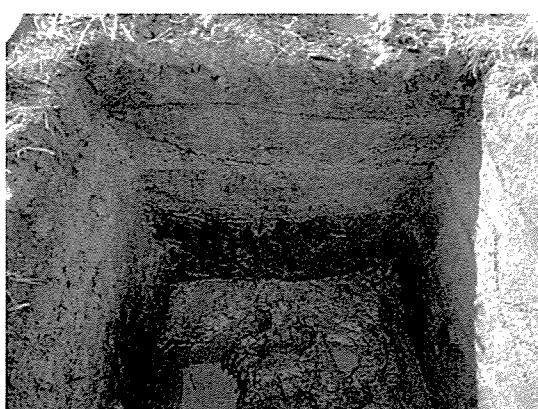
大溝遺跡は、国道429号線改良にともなって平成4年に確認調査が実施されている。8箇所のトレンチ調査の結果、遺構は検出されず、遺物もわずかで、遺跡の東側を北流する大溝川の氾濫により居住地としての利用はなかったものと推定されている²¹。

T-7 西部中央の東端に設定した。中央の南北道路を挟んで東側にT-1が近接して位置する。床土は存在しない。2a・2b層はT-9の同層に、3a・3b・4層はT-1の同層に酷似する。4層の下に暗灰色砂があって、軟らかい粘土層となる。

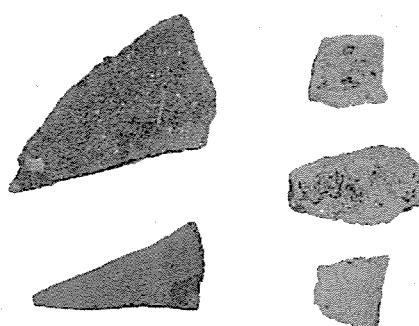
遺構は、耕作土の下でA～C層とした土層を埋土とする土坑を確認した。C→B→Aの順で3回の掘り返しがなされたものである。トレンチの規模から土坑全体を確認することはできないが、西壁で土坑



第24図 T-7 平面・断面図 ($S=1/50$)



第25図版 T-7 土層断面（西壁）



第26図版 T-7 出土遺物

Aの南端が、北壁で土坑B・Cの東端が認められるので、西および北に延びている土坑である。T-7は水田区画の南東端に設定しており、いずれの土坑も南側の別の水田区画・東側の道路下には延びていない。このことと、耕作土直下で検出されたことから、土坑はこの水田区画にともなう遺構と判断され、蘭草の泥染め作業に使われた「ゆつぼ」と判断した。

遺物は、「ゆつぼ」もしくは2層中から陶器2点、3b層から土師器が出土した。陶器は備前焼の甕片と鉄釉の急須片である。

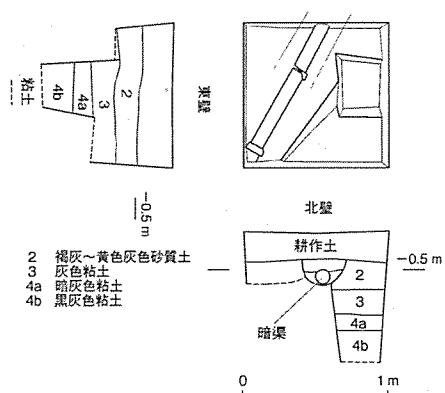
T-8 西部北の中央に設定した。当初の位置は想定される建物の北西隅であったが、同一水田区画の北東隅に変更している。

耕作土を掘り下げたこと、土管を用いた暗渠が検出された。そのため、2層以下への掘り下げ範囲は非常に狭いものとなった。2層はT-7の2a層に酷似するが、明確に2b層を分層することはできなかった。3層以下はT-3・5に酷似し、3層にはマンガンと鉄分が、4a層には鉄分の沈殿が認められた。4b層以下はピンポールによると硬い粘土であり、T-3に酷似する。このことからT-5が最も低位部になるものと判断された。

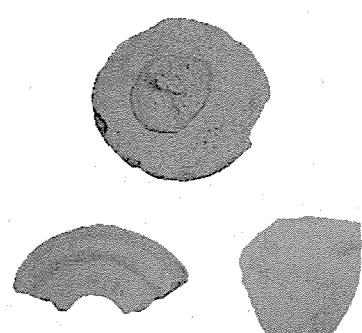
遺構は、2層上面から掘り込まれて埋設された土管製の暗渠である。水田区画の方向より東に大きく振って設置されており、地形の状況に合致させているものと思われる。ほぼ2本分が検出された。掘削の幅は土層断面で幅30cm・深さ18cmである。土管のつなぎ目を中心に、割れた土管や植木鉢などの破片も投げ入れて埋め戻してあった。



第27図版 T-8
上：全景（南から） 下：土層断面（東壁）



第28図 T-8 平面・断面図 (S=1/50)



第29図版 T-8 出土遺物

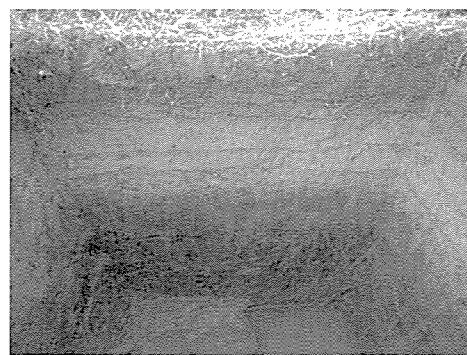
遺物は、素焼きの専用土管である。直径9cmで、全長は61.5cmを測るが、片側に直径11cmで長さ4cmの受け部が取り付く。色調は赤褐色。土管のほかには素焼きの植木鉢や急須蓋がわずかに出土した。

T-9 西部南の中央に設定した。休耕田であったため、当初の位置である建物の南西隅からはやや東の、土地境界境目付近へ移動させた。また、西側の土地境界である調査地の南端へもトレンチ(T-10)を追加設定した。2層はa～cの3層に分層でき、T-4に酷似する。3・4層は存在せず、5層はa・bに分層した。5b層は土質が硬く、包含層もしくは遺構面になるとも考えられるが、その下層に6層とした細砂が存在することから安定したものではない。

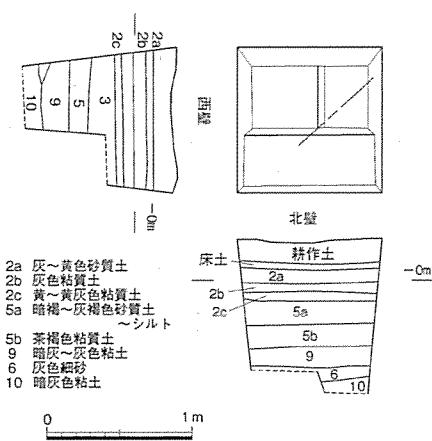
遺構はない。

遺物は、2層中から、須恵器と土師器の小片が出土した。土師器にはすり鉢が含まれる。

T-9・10の水田の南側が、調査地の最高所である。



第30図版 T-9 土層断面(北壁)



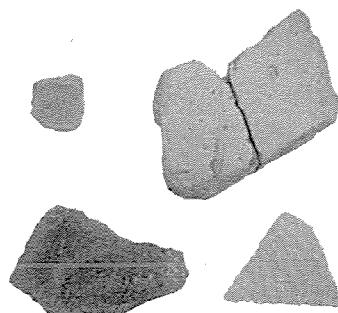
第31図 T-9 平面・断面図 (S=1/50)

T-10 西部南の西端に設定した。T-9と同一の水田区画であるが、その土層は大きく異なっていた。

3・4層のほかに、2c・9・6・10層も存在しない。包含層である5層もわずかな厚みとなっている。とくに大きく異なるのは、11層の存在である。砂質まじりの粘質土であるが、非常に硬く、湧水も少ないと判断した。しかも沖積層の堆積土ではなく、丘陵となる洪積層の堆積土と考えている。

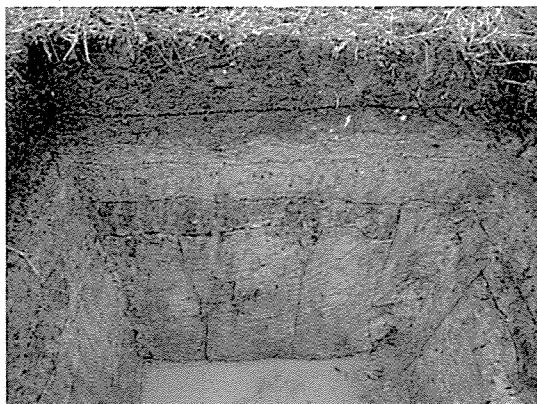
遺構は、北壁の土層断面で柱穴が2つ、確認された。西側の柱穴(P1)は断面の計測で直径38cmを測り、東側の柱穴(P2)は直径約20cmと推定される。P1は5層の下面から、P2は5層の上面から掘り込まれており、時期差が認められる。

遺物は、出土していない。

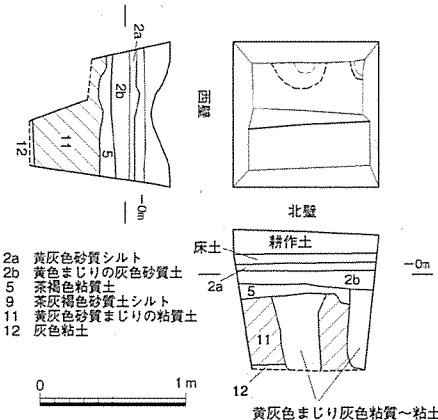


第32図版 T-9 出土遺物

T-10から東側は、T-9との間で地山の落ちが予想されるものの、北側へは調査区の北端となるT-8との間にトレンチの設定がなかったことから、どの位置まで存在するのか不明である。



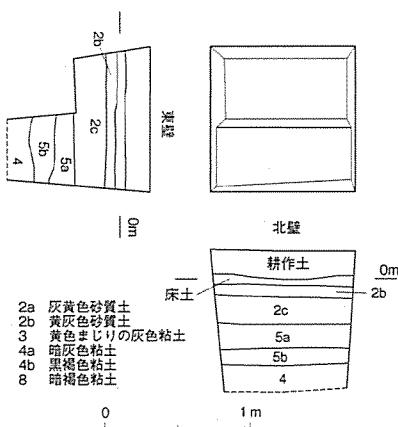
第33図版 T-10 土層断面（北壁）



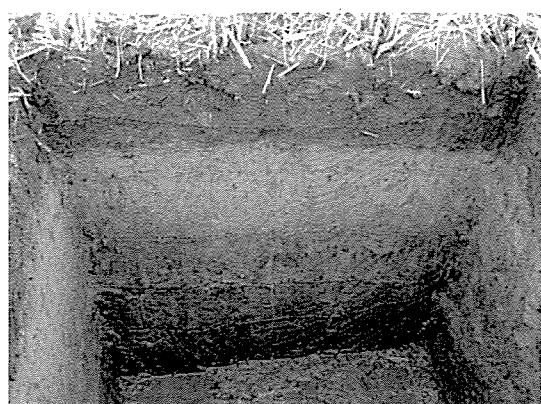
第34図 T-10 平面・断面図 (S=1/50)

T-11 東部南の東端に設定した。T-6の南側に位置しており、大溝遺跡の分布範囲に近接する。土層は、2a・3層が存在せず、5層が存在することから、西に位置するT-2・4に近いものであるが、4層が存在するのでT-6にも近い。この4層がT-6の4層と同一層であれば、その上層である5a・5b層の形成はそれ以降の堆積と判断できる。しかしトレンチ間の距離があることと、調査日が離れ、すでにT-6を埋め戻していることから、詳細な比較はできない。

遺構・遺物はない。



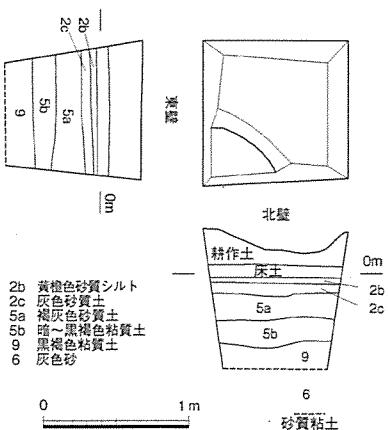
第35図 T-11 平面・断面図 (S=1/50)



第36図版 T-11 土層断面（北壁）

T-12 西部南の中央に設定した。当初のトレンチは、建物位置の南東隅であったが、その位置では水田区画の端に当たらぬことから、東もしくは西に移動しなければならなかった。しかも、T-9とその南側に存在する調査地最高所と比較すると、約30cmの高低差が認められたことから、T-10の地山を追跡するためには、西端の位置にトレンチを設定すべきものと判断した。

その結果、地山は検出されなかった。T-9とほぼ同じ土層であったが、T-9の6層はトレンチの西北部分にのみ存在していることから、T-12の6層と同一層としても、T-9・12の間に6層



第37図 T-12 平面・断面図 (S=1/50)



第38図版 T-12 土層断面 (北壁)

が堆積できないほどの高まりが存在するものと推測される。9層の上面には1cm程度の鉄分沈殿が認められ赤橙色を呈している遺構はない。

遺物は、2層中から須恵器小片が1点出土した。



第39図版 T-12 出土遺物

まとめ

12箇所のトレンチ調査の結果、遺構が検出されたのはT-1・2・7・8・10である。T-1・2・10はピット・柱穴が、T-7は土坑が、T-8は暗渠である。時期は土坑・暗渠が近代・現代であり、ピット・柱穴は遺物をともなっていないので限定できないが、古代と中世と推測される。

また、遺物が出土したのはT-1・3・5・7・8・9・12である。暗渠にともなった土管・植木鉢・土製蓋以外は、いずれも須恵器(甕)・土師器(甕・すり鉢・鍋)の小片で、2層ないし3層から出土している。時期は古代と中世である。

土層の観察結果や、出土遺物の数量・出土した土層からみて、調査地の多くは集落域とは距離のある、生産活動域としての水田耕作が営まれていたものであろう。調査地の東側に位置する大溝遺跡の既存調査からも、集落域の存在は想定しにくい。

その中で、遺物はともなっていないものの、T-10の調査状況は注目される。T-10以外のトレンチからは、明らかに地山と考えられる土層は調査した範囲内では確認されていない。トレンチの底面からピンポールにより確認した範囲で推測すると、T-9・12が地山の可能性のある硬さの感触があり、包含層の予測されるT-2がそれに続くものであった。おそらく、調査した深さのレベルよりもさらに下に存在するものと考えられる。

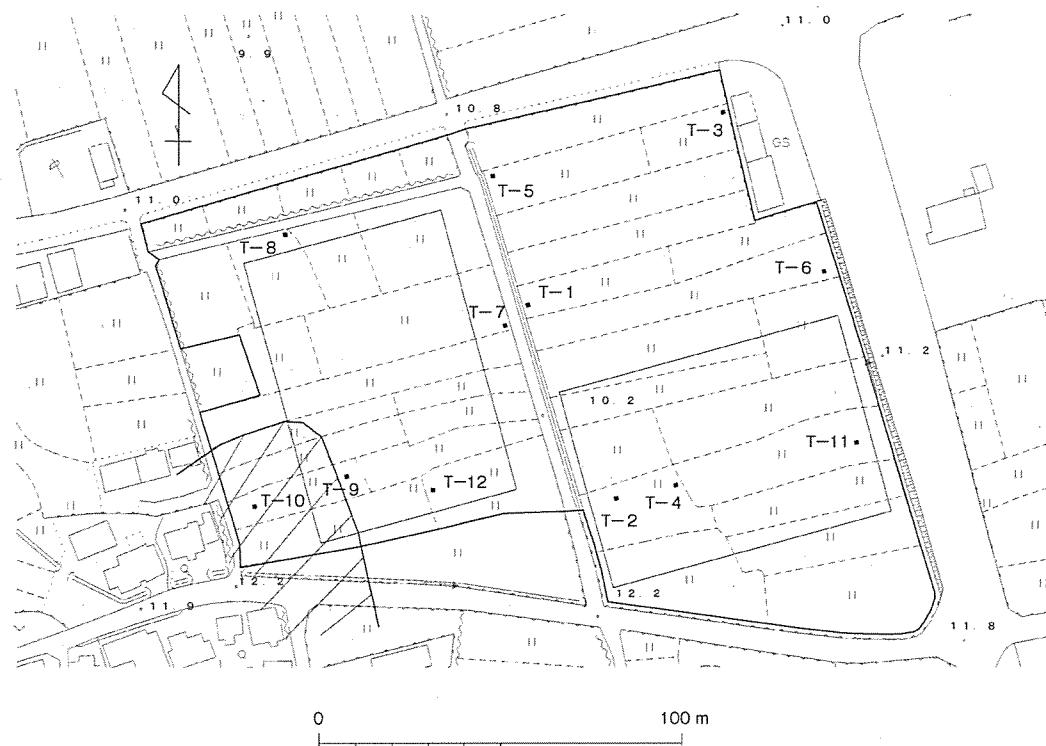
これらのことと総合的に判断すると、T-10とその周辺が遺跡として推定できるものである。

その範囲は、東側がT-9のトレンチまで、南側は一段高い水田区画まで、西側は西の道路まで、北側はトレンチが設定されていないので確定できないが、T-8では確認されていないのでT-10と8の間となるが、東側の状況を加味するとその距離間の1/3ほどの位置になろうか(限定でT-10の水田区画から2区画北の水田までとする)。第40図に斜線で表示した。

この遺跡の範囲は、調査地の地形に規制あるいは適応したものである。地形は、南西から北東に向

かって徐々に下降するものであり、この遺跡の存在する地形の高まりが、南の角力取山古墳の丘陵から北へのびている高まりと同じものであると推測される。このことから角力取山遺跡の範囲を斜線まで広げるものとする。

(前角)



第40図 遺跡範囲図 (S=1/2,000)

註1 『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告156』岡山県教育委員会 2001年2月

大阪富士工業地内の試掘調査

所在地 総社市中原

調査期間 2012（平成24）年12月21・25日

調査にいたる経緯

大阪富士工業の進出に伴っては、平成19年10月10日に既存施設であったゴルフ練習施設の撤去にあわせて事前の埋蔵文化財試掘調査を実施している^{注1}。

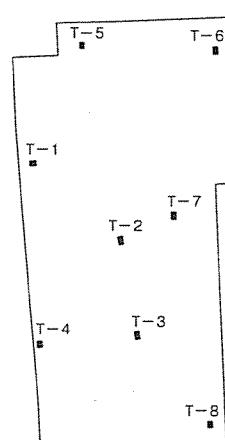
大字中原地内にはこれまで周知されている遺跡の存在は確認されておらず、この時の試掘調査も、これまでの状況を追認する予測で8箇所のトレンチを設定して実施した。しかし、予想に反し、時期は不明ながらも畠の畝状遺構が検出された。畝状遺構の検出された範囲はT-2・3・8であり、とくにT-8では洪水砂礫によって埋没した状態であり、遺存状況は良好であることが分かった。

T-8は敷地の南東隅にあり、当初計画より地下に影響を与える工事は生じないことから、その分布範囲等を調査することなく、その存在を確認したにとどめ、今後に掘削の伴う開発が生じた場合は、詳細な調査が必要であるとして、現状保存にしたものである。

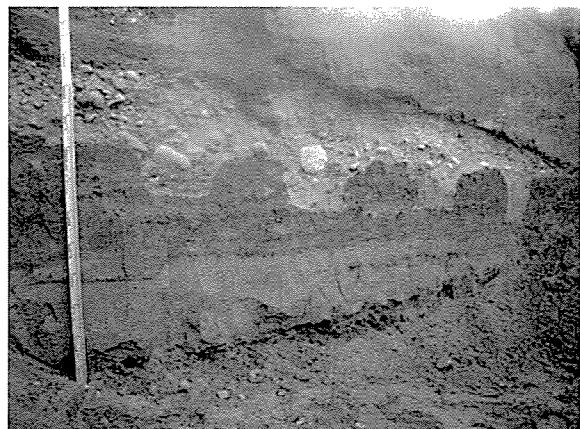
今回、この現状保存とした部分を含めて、再開発の計画がもちあがった。この計画に対しては、畝



第41図 調査地周辺の遺跡分布図



第42図 平成19年の調査



第43図版 T-8の畝跡と洪水砂礫

状遺構の分布する範囲とその深さ等について詳細に確認するための調査を実施し、前回の経緯もふまえ、現状保存も可能にする計画が進められるよう事業者へ情報を提供することを目的に実施した。

調査の方法と概要

重機による確認調査トレーニチを4箇所に設定した。

当初、先の試掘調査において畝状遺構が確認されたT-8を再度掘削し、畝の方向等を確定させ、そこから西および北に向けて次のトレーニチを設定して、畝の範囲を把握しようと考えた。しかし、T-8の位置には給水施設が新たに設置され、その東側には電源施設の埋設もあったため、給水施設の西側にトレーニチ1を設定するほかになかった。

トレーニチ1の状況は芳しくなかったが畝を確認することができた。そこで西側にトレーニチ2を、北側にトレーニチ3を設定して、畝の広がりを把握することとした。

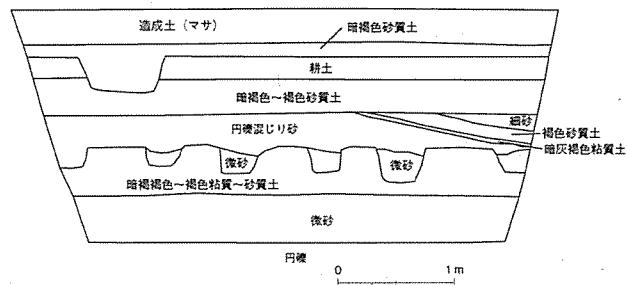
トレーニチ2では畝は検出されず、トレーニチ1と2の間で終了するものと判断された。この間においてもトレーニチを設定しようとしたが、既存のゴルフグリーンとバンカーが築かれており、その地下構造においてある程度の掘削がなされ、碎石等による水抜き処理を行っているとの状況にあることから、あえてトレーニチ設定は避けた。

トレーニチ3でも畝が確認された。しかし、畝の埋没の仕方に違いが認められたことから、トレーニチ1と3の間にトレーニチ4を設定して、畝の平面的な検出を試みた。しかし、地表下約1m以上への重機掘削であり、畝を残して検出することが困難であったため、その大部分を削平してしまった。そこで図化は断面からの推定復元で行った。

トレーニチ1 南北方向に長さ6×幅1mで設定。地表下1.40mで畝の上面を確認した。畝は東西方向にのびる溝による立ち上がりとなるが、畝間の溝1は西壁まで達しておらず、溝2も西壁に向かって徐々に底面があがっていく。おそらくトレーニチ1の西側で畝はなくなり、畠の境が存在するものと判断された。地表から畝までの土層は造成土(マサ)・ユニチカ社宅層・暗褐色～褐色砂質土・円礫まじり砂となり、畝間の溝は微砂による堆積で埋っていた。

畝は茶褐色砂質土で、その下は微砂である。またユニチカ社宅層には大きなかく乱によるゴミ穴を掘り込んでいた。

遺物は出土していない。



第44図 T-8 土層断面 (S=1/60)

T-3



トレーニチ3



トレーニチ4

トレーニチ2

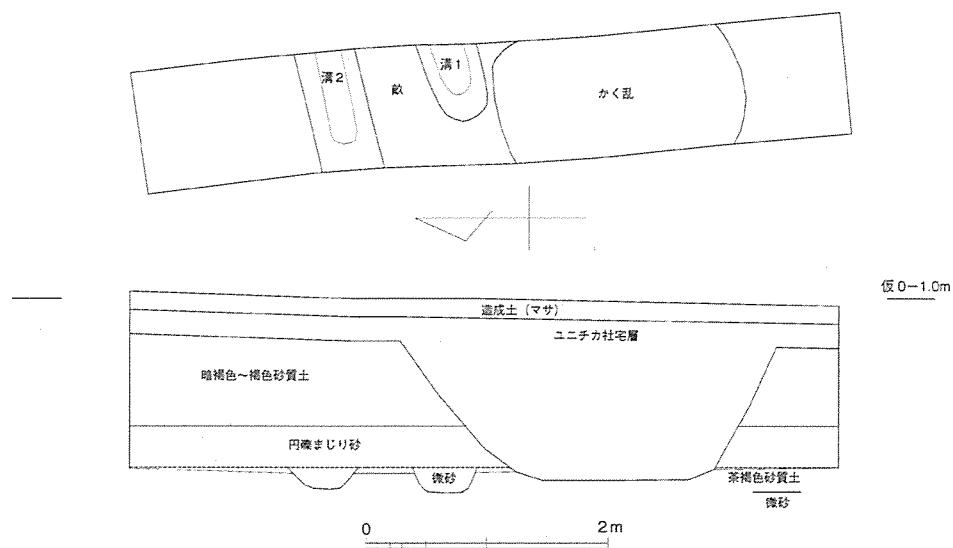


T-8

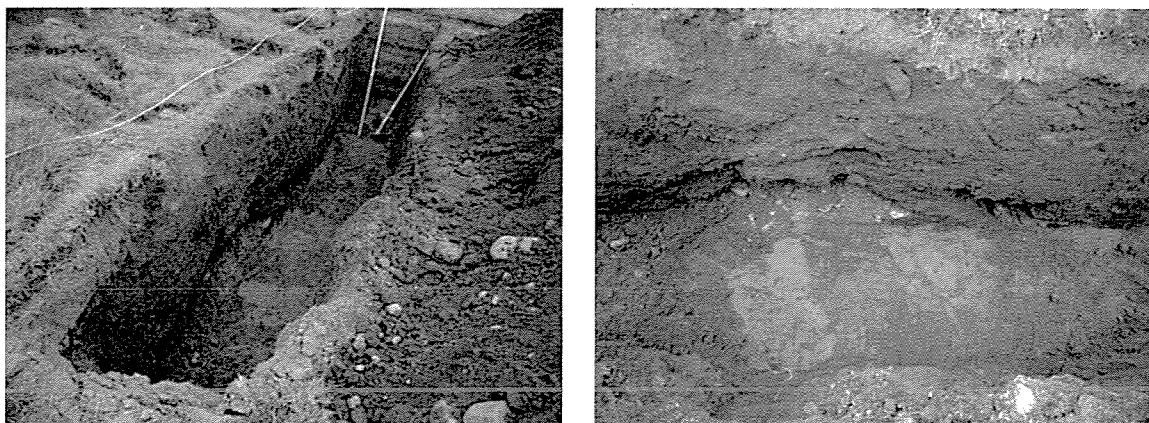
トレーニチ1

第45図 トレーニチ配置





第46図 トレンチ1の平面図と土層断面図 (S=1/60)



第47図版 トレンチ1 左:全景(北) 右:窓・溝(西)

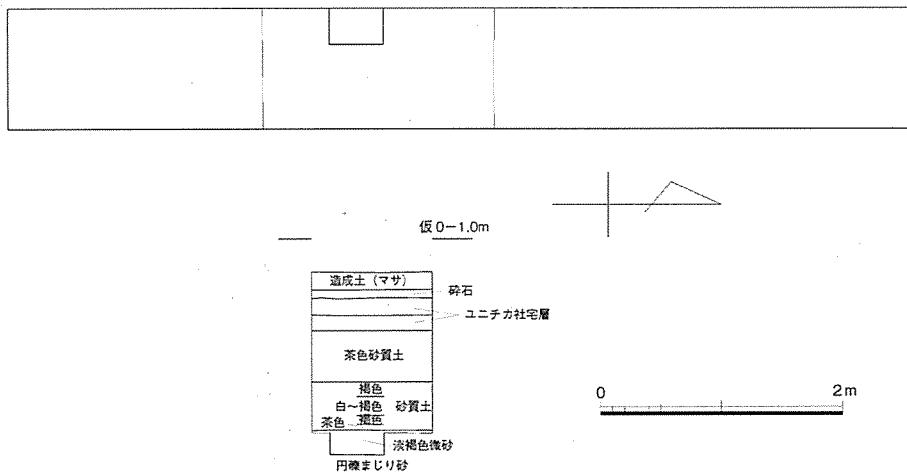
トレンチ2 南北方向に長さ7×幅1mで設定。トレンチの南端は電源施設の埋設があつて掘り下げることができず、北端は地表下1.50mで円礫層が確認できたものの土砂崩落防止のため、掘削と同時に埋め戻しとしたため、実質の調査は中央部分の2mほどにすぎない。壁面崩落の危険もあったことから、図化は土層模式図として作成した。

造成土(マサ)とアスファルトの碎石層の下に、ユニチカ社宅層、茶色砂質土、褐色～白色の微砂、淡褐色微砂、円礫まじり砂である。

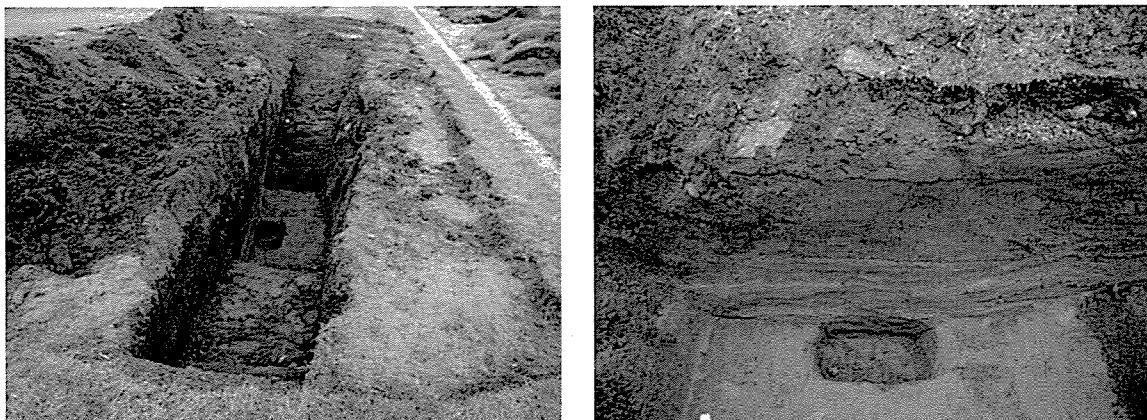
窓は確認されなかった。

また遺物も出土していない。

トレンチ1からみてトレンチ2は、30cmほど低い。さらにトレンチ1の窓を埋没させた円礫まじりの砂層もトレンチ2のそれと同じ土層と推測すれば40cmほどの高低差となる。トレンチ1の窓間の溝が西にのびず、畠の境目が予測され、そこにはおそらく農道が存在したため、その西側となるトレンチ2が一段低くなっていたものと推測されよう。



第48図 トレンチ2の平面図と土層断面図 ($S = 1/60$)

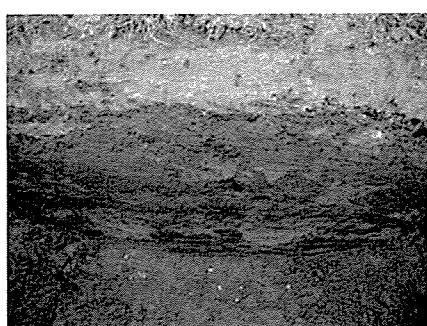
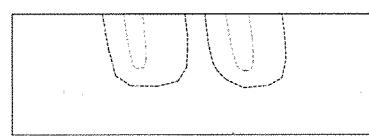


第49図版 左: トレンチ2 全景(南) 右: 西壁(東)

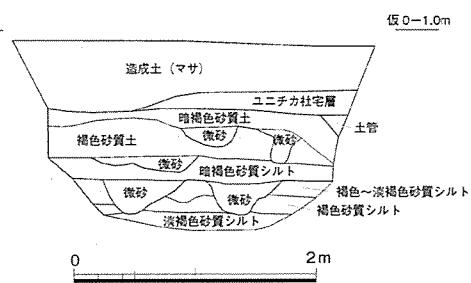
トレンチ3 南北方向に長さ3×幅1mで設定。造成土(マサ)とユニチカ社宅層の下には、暗褐色～褐色～淡褐色の砂質シルトが6層で重なっており、その境目ごとに微砂で埋没した畝を3面、確認できた。3面のうちの最下層の畝がトレンチ1の畝に対応するものと判断される。

トレンチ1と同様に、畝は西壁で検出されず、西側には畠の境目が存在するものと考えられる。

遺物は出土していない。



第50図版 トレンチ3 土層断面(南)



第51図 トレンチ3の平面図と土層断面図 ($S = 1/60$)

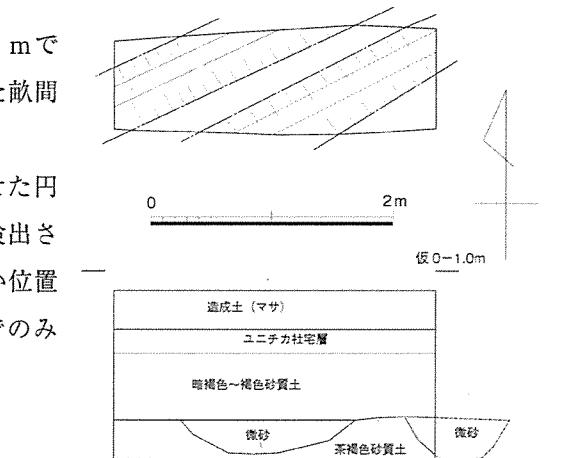
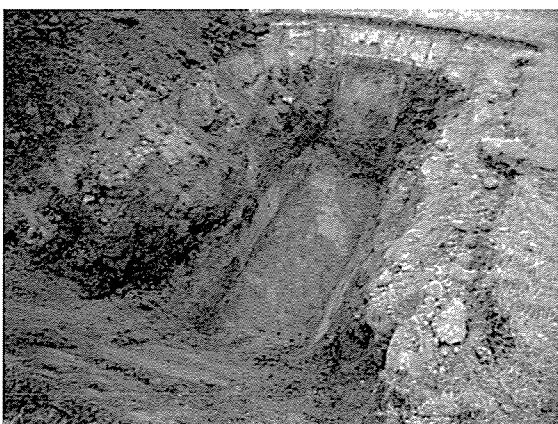
トレンチ4 東西方向に底面で長さ2.6×幅0.9mで設定。地表下1.0mの位置で、微砂により埋没した畠間の溝を2条確認した。

トレンチ1のように畠間の溝をさらに埋没させた円礫まじりの砂は存在しなかった。トレンチ1で検出された畠と比べて、トレンチ4の畠は20cmほど高い位置にある。このことから一段低かったトレンチ1でのみ円礫まじりの砂が形成されたものと判断される。

ここでも遺物は出土していない。

まとめ

調査の結果、トレンチ1・3・4で微砂あるいは円礫まじりの砂で埋没された畠と畠間の溝が確認された。



第52図 トレンチ4の平面図と
土層断面図 ($S = 1/60$)



第53図版 左: トレンチ4 全景(南西) 右: 北・西壁(南西)

しかもトレンチ1ではその埋った畠間の溝と畠がさらに円礫まじりの砂によって埋没されている。トレンチ1の畠はトレンチ4と比べて20cmほど低く、トレンチ2はさらに40cmほど低くなり、かつ畠は検出されていない。このことから、トレンチ2からトレンチ1の南に向かっては旧河道が存在していたために、元々地形が低かったものと判断される。平成19年の調査で、T-3・4間に推定した旧河道がT-8・トレンチ1の南側に回り込んでくるものになろうか。

それぞれのトレンチで検出された畠と畠間の溝の方向は東西方向を指向するものの、完全に平行ではないことから同一の畠となる可能性は低い。しかも、トレンチ1・3の畠間の溝は西側へ続いていることから、畠の境を西側で想定した。調査地の南側には北に向かう細道がユニチカの誘致によりT字交差点となっている。同様に北側においても南に向かう細道があり、この道の延長線上に近いことからも、かつての細道を踏襲した結果であり、境となる道が存在した可能性が高いと思われる。

今回も、遺物は出土していない。そのため、畠の時期は不明である。しかし、トレンチ3において3面の畠が検出されており、T-8・トレンチ1で検出した円礫まじりの砂で埋没される畠はこの3面のうちの一番下に該当すると判断されることから、この畠溝の埋没後に2回の畠の形成が行なわれていることになる。このことから逆算して、近世の所産と推測されようか。

(前角)

註1 「中原地内における工場用地分譲に伴う試掘調査」『総社市埋蔵文化財調査年報18』2009年3月

3. 確認・発掘調査の概要

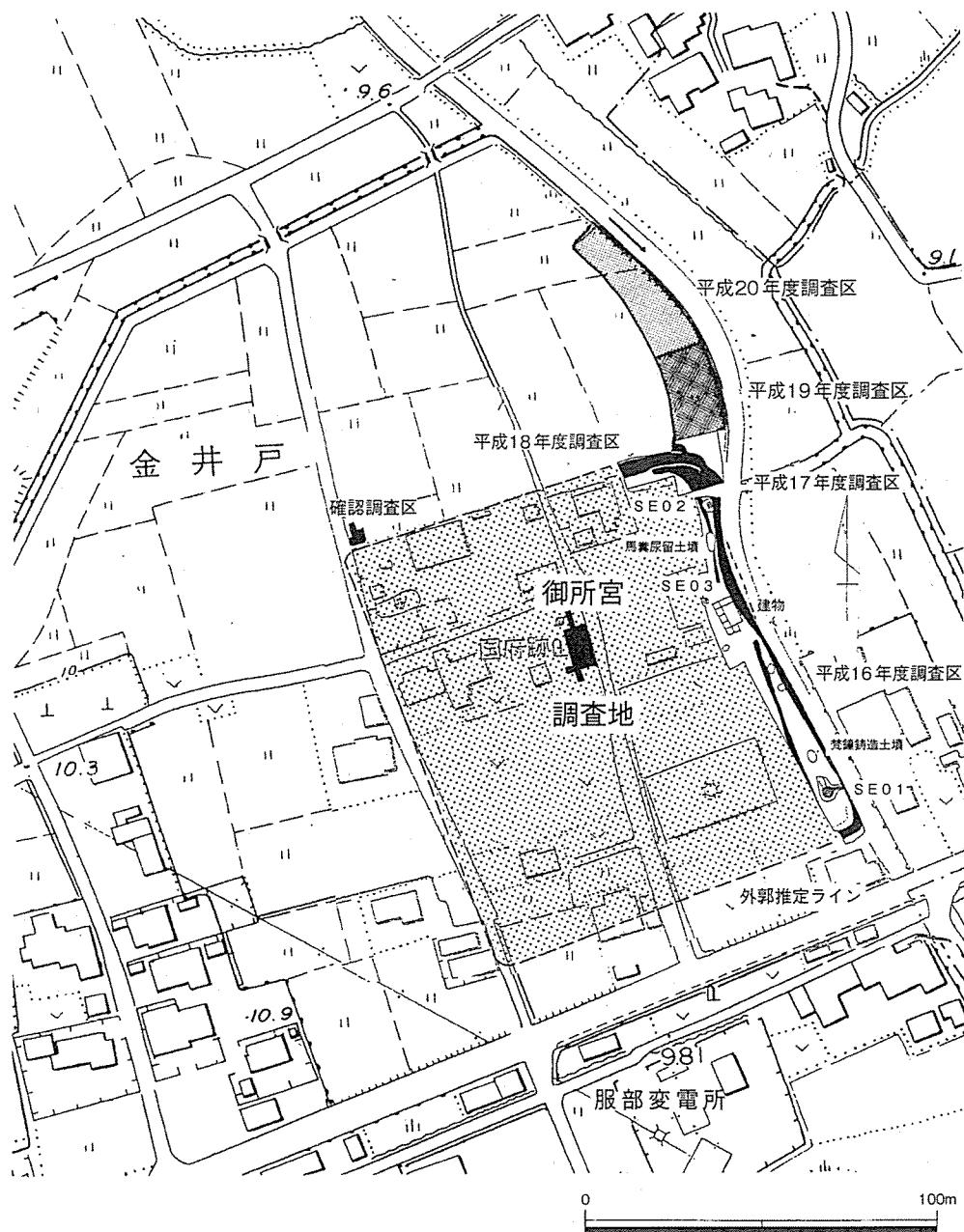
御所遺跡確認調査

所在地 総社市金井戸字御所

調査期間 2012（平成24）年5月7日～6月7日

調査概要

市内金井戸地区に所在する御所遺跡では、平成16年度から平成20年度の国府川改修工事に伴う発掘調査により、周囲に大溝を巡らせたほぼ一町四方と推定される方形居館の東側大溝と、四隅の内の北東隅と南東隅の状況が明らかになった。



第54図 調査地位置図 (S=1/2,000) 年報19の図に加筆

この発掘調査では、県内で他に例のない都と共通した器形の種類の土器を含む整理用コンテナ約三千箱以上の土師器供膳具が出土した。これらの土器は、一般的な集落とは異なる器種・器形の種類の土器組成で恒常的な生活の土器である貯蔵具・煮炊具がみられず、皿を中心とする供膳具が一回の使用後に繰り返し廃棄・埋納を行なっている点から、居館は政治的な儀式・祭祀の場であった可能性が高いと考えられるようになった。

また、方形居館の北と南の隅で発見された祭祀を目的とした特異な構造の井戸等からも、この居館が、院政期～治承・寿永の兵乱期にかけての備中国の政治的中心拠点である「備中国衙」の可能性が考えられることが文献史学を含めた各方面から指摘された。

しかしながら、発掘調査の対象となったのは大半が東辺の外郭大溝であるため、推定で一万m²以上あるとされる居館敷地の内、居館内は7%程度を調査したに過ぎず、その構造と状況については不明な点が多く残された。

一方、市教委では方形居館のほぼ中心に鎮座する御所宮を、昭和58年に「伝備中国府跡」として市指定史跡としている。昭和60～63年までの三ヶ年にわたる周辺一帯の確認調査でも当該期の遺構は確認されず、「備中国府」の所在場所については不明のままであった。

また、地元住民も従来から毎年の御所宮の祭礼を運営する奉賛会を組織し、さらに「国府遺跡保存会」を結成して顕彰活動を行なう等、「国府」に対する関心は非常に高かった。

国府川改修に伴う御所遺跡の調査が進行し、現地説明会を重ね、方形居館の存在を始めとして御所遺跡の意義が明らかになっていく過程で、その中央部に相当する御所宮境内に想定される居館の中心建物の確認調査を行ってほしいとの要望が地元を中心として市教委に多く寄せられるようになった。

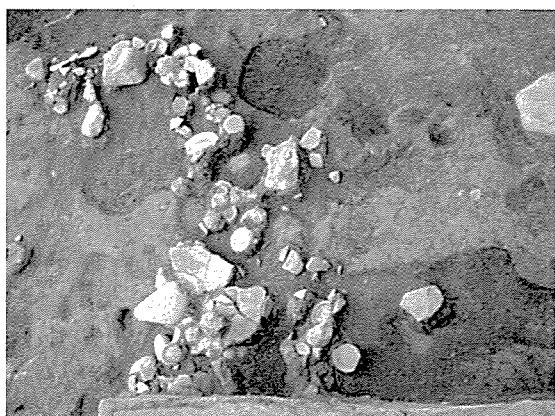
このため、市教委では、遺跡の正確な把握を目的とした確認調査を実施することとした。

現在の御所宮は、昭和初期に地元の顕彰会により石碑が建立され樹木が植えられており、確認調査は境内地で灯籠・樹木・石碑の無い空閑地を利用して掘り下げることとし、先ず幅1m、長さ10mの南北方向のトレンチを設定して掘り下げ、遺構の残存状況を確認した。

この結果、境内地は30～60cm以上の近世～現代の真砂土と近世瓦を含む造成土により覆われているが、現地表から50cm下層で建物の床面とみられる被熱硬化面と黒褐色の遺物包含層が広がる状況が確認された。

このため、被熱硬化面と遺構の広がりの把握のため、境内地内で可能な限りトレンチを拡張した調査区を設定し遺構の平面的な検出をすることとし、造成土を除去した後に包含層の遺物を検出しながら掘り下げた。この包含層を掘り下げる過程で被熱硬化面より高いレベルで数箇所の土師器供膳具を埋納した土器溜まりが検出された。

この検出レベルと土層断面からみて当初、包含層とした土層は被熱硬化面上の造成土の可能性が高く、土器溜まり・柱穴はこの造成土に掘り込まれたと考えられることから、少なくとも2面の遺



第55図版 被熱硬化面、礎石、遺物出土状況

構面が遺存していることが明らかになった。

しかしながら、造成土に掘り込まれた柱穴は平面では検出が困難なため、被熱硬化面のレベルで検出を行うこととし、精査して被熱面の広がりと柱穴を確認した。

検出された被熱硬化面は調査区全面に均一に広がるものではなく、上層から掘り込まれた柱穴・土坑や後世の樹木根の搅乱で残存状況がよくない部分もあるが、調査区の中央部一帯では特に赤橙色に硬く焼け締まった土間状の床面が広がる。この床面上では柱の礎石とみられる6個の扁平な石材が検出されたが、一枚の石材ではなく小型の石材を平らに敷いて柱を載せた礎石もある。検出された柱礎石は厚さ15~20cmで、いずれも被熱により赤色に変色し、直径25cm程度の円形?の黒色に変色した柱痕跡を明瞭に視認できる。

残存する礎石の柱痕跡からみると柱間は東西方向240cm、南北方向210cmであるが、推定される建物の規模・構造は、確認できる僅かに窪む礎石据付穴を含めて南北四間、東西三間までであるため、今回の狭小な調査区では建物規模を正確には窺知し得なかった。

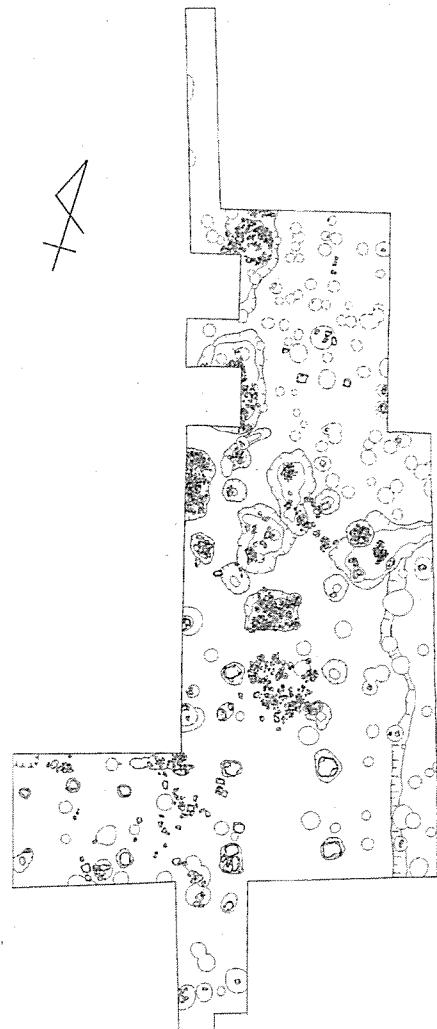
この礎石建物周辺では、瓦が一切出土しない点から屋根は板葺き若しくは茅・檜皮葺きの建物であったと推定され、床面と礎石の著しい被熱硬化の程度からみて炎上した上部構造は通常の掘立柱建物とは比較できない大規模なものと考えられる。

この焼亡した建物を中心として、今回の調査区内はほぼ全面が炭・焼土混じりの黒褐色土で埋められているが、この造成土は細かい土器片が多く含まれる点から再建の整地に際して方形居館内の既存の包含層を掘削し、客土として盛り上げたとみられる。

土層断面でみると、掘立柱の柱穴は焼亡後の造成土から掘り込まれたものが多いが、礎石建物焼亡以前に埋められた土坑（たまり-5）や、黒褐色造成土が敷かれる前に被熱硬化面を切って掘ら



第56図版 磂石建物（北から）



第57図 磂石建物 (S=1/150)

れた柱穴を認められる。このことは、建物が焼亡直後に掘立柱建物で再建され、以前と同様に土器を一括廃棄するような祭祀が行われた可能性を示している。

この点を被熱硬化面直上と土坑から出土した土器でみると、今回の調査で検出された居館中央部の大半の廃棄土坑の時期は、居館の東辺の調査で出土した最も時期が下がる遺構（SD01）より新しい時期のものが大半であると考えられる。

以上の点から、居館全体は礎石建物の焼亡直後に中心部で掘立柱建物が再建されたが、その規模は方形居館全体を利用しない程度に縮小されており、整地と建て替えをしながら機能し続けたと推定される。

次に出土した土器からみた遺構の年代であるが、礎石建物は土坑（たまり－5）を埋めた後に建てられている点からほぼ11世紀末葉までには造営されたと考えられ、被熱痕跡のない床面直上の土師器碗・皿を焼亡直後と仮定すると、12世紀第4四半期に焼けたと推定される。

この後に再建された建物に伴う廃棄土坑の出土の土器は、若干の時期差を有しながら継続的に埋納をしており、最終的に建物は13世紀後半まで存続したと考えられる。

今回の調査で検出された土器溜まり（土器廃棄土坑）は、土師器の碗B・坏・皿の法量の差異に注目すると、その時期的変遷が推測できる。各土坑から出土した土師器の組成は供膳具が大半を占め、器形でみると皿Aが量的に最も多く次に碗が多いが、相対的にみると坏・皿Bが少量である点は方形居館の東辺の包含層と同じ傾向である。

考察

以上の確認調査で得られた知見から、御所遺跡の礎石建物の焼亡と再建の歴史的背景について現時点までの調査結果のまとめとして考察を加えてみたい。

御所遺跡の方形居館が造営された時期は、整地層から出土した長門産綠釉陶器や土師器から11世紀前半～中頃と推定される。周囲の外郭大溝についての掘削時期は不明であるが、当初は礎石建物ではなく掘立柱建物であったと推定され、四隅（確認されたのは二隅）の特異な構造の井戸もこの段階で設置されたと考えられる。

この井戸の性格については、設置位置や玉砂利を想起させる井戸枠周囲と階段の敷石等の構造から取水目的の井戸でないことは明らかで、居館全体の祭祀的性格を象徴する施設と推定されている。

また、この初現期の土器の大半は、器形の種類に関わらず白色に焼成されている点も他の遺跡にはみられない特徴であり、この点を白木の木器を意識した祭祀目的の器の要素とも捉えられる。

御所遺跡の方形居館の造営当初の性格については、後の段階と重複するために遺物は出土するものの、確実に造営期と特定できる遺構は2基の井戸以外は少ないが、井戸の規模・構造と造営時期からみて、国司クラスの律令祭祀に關係した施設である可能性は十分想定できる。

この方形館は遅くとも、ほぼ12世紀中頃に、正面に相当する南辺に土塁が築かれ、前面の大溝が



第58図版 土器溜り（南東から）

土壘の上端から推定で5m以上の深さで、幅6m以上の大規模な「濠」に改変される。

四隅の井戸もこの段階で埋められたと推定され、替わって東辺（恐らく西辺にも）に廐舎と馬糞尿溜めの土坑が掘られたと考えられる。

このように、発掘調査の成果からみると、律令的祭祀の場である「聖なる空間」から中世の「城館」を彷彿させる武装機能が備わる点からみて、その歴史的背景の変化が居館の景観を大きく変えたと推定される。

確認調査の結果、礎石建物焼亡直後に掘立柱建物が再建され、土器廐棄土坑の年代も12世紀末葉～13世紀後半まで連続している点は、年代幅としては中世国衙の存続年代に符合することは注目される。

今回の確認調査の土層断面でみると、その後の近世造成土も周囲の包含層を盛り上げて造成したもので、今回の調査区である境内地内の土層断面には耕作面は認められない。このことから、地元では特別の場所である「御所（おんところ）」としての伝承が中世以来の共通認識として継承され続けたと推定され、その結果、御所宮一帯は耕作地とされず近世以降も周囲より一段高い状態で保存されたと考えられる。このような経緯を受け、地元では御所宮を建立し「備中国府址」として顕彰してきたのであろう。

（武田恭彰）

狩谷遺跡・狩谷古墳群発掘調査

遺跡名 狩谷遺跡・狩谷古墳群

所在地 総社市山田字狩谷

調査期間 2012年7月2日～12月5日

調査面積 約1,400m²

調査概要

狩谷遺跡・狩谷古墳群は、総社平野南半の高梁川の支流である新本川北岸の丘陵上～丘陵端部に位置している。近隣では、古墳を中心として多くの遺跡の存在が知られており、なかでも水島機械金属工業団地協同組合西団地建設に伴って発掘調査が行なわれた遺跡群では、弥生時代の集落遺跡・古墳群・7世紀から8世紀にかけての製鉄遺跡等の存在が明らかになっている。

狩谷遺跡・狩谷古墳群の発掘調査の契機となったのは、地元の採土業者の土砂採取事業が計画されたことによる。総社市教育委員会では、2010年度に確認調査を実施し、遺構が確認された部分の開発は一旦保留し、進入路部分の発掘調査を行っている。

今回の発掘調査予定地は、正木山を主峰とする山塊から派生する舌状に伸びた丘陵尾根上から端部にかけてである。発掘予定地の現況は、舌状に細長く南北に伸びた丘陵で、おおきく南端の平坦面・中ほどの尾根斜面・北端の丘陵尾根の3つの部分に分けられる。発掘調査は、立ち木の伐採と片付け後に、丘陵尾根南端部の平坦面から開始した。

調査区南端の平坦部分は、弥生時代中期後半・後期にかけての円形、隅丸方形の住居址4軒、多数の柱穴、古墳時代中期と推定される土壙墓5基が確認された。このうちの土壙墓—1からは鉄器のほか、装身具（玉類300点以上、青銅製の腕輪1点）が出土している。土壙墓—1・2は、2号墳と同様の主体部配置のあり方から、墳丘が削平された古墳の可能性も考えられる。



第59図 調査地位置図 (S=1/5,000)

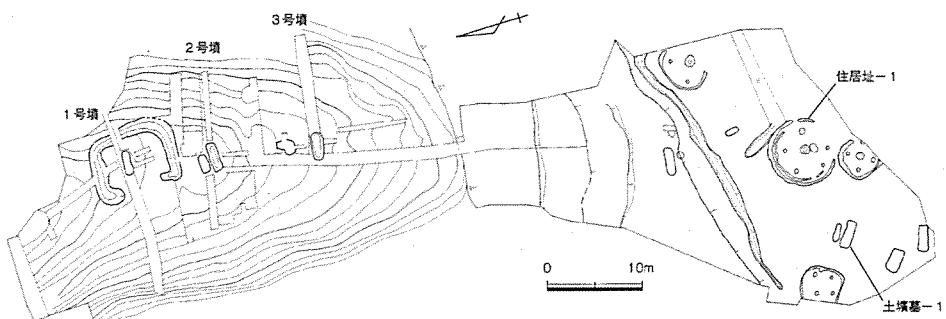
調査区中ほどどの丘陵斜面からは時期不詳の段状遺構4・柱穴十数基・土壙墓1基（土壙墓—6）を確認。このうち、段状遺構からは初期須恵器が、土壙墓—6からは不明鉄器1点が出土している。

調査区北端の尾根上部では、盛り土は流失しているものの5～6世紀に造営されたと推定される3基の古墳を確認した。いずれも埋葬主体は木棺直葬と考えられる。

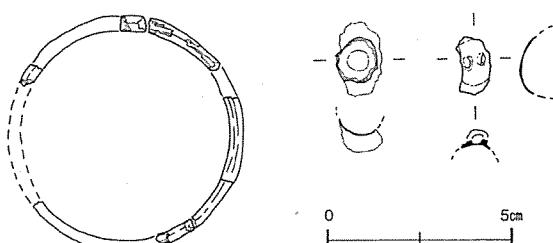
1号墳：尾根上の最高部に位置し、墳丘を全周しない溝が認められる。埋葬主体は箱型木棺と推定される土壙1が検出され、鉄器のほか玉類（翡翠・ガラス・滑石等）200点以上が出土した。

2号墳：地山整形の痕跡があり、埋葬施設は大小2で、木棺直葬と考えられる。南側の木棺墓は大きく、底部の形状が割竹形の木棺内に鉄器（剣・鎌・斧・鎌・鉸具）約15点、朝鮮半島製と推定される小環付耳環（金環）1対、玉類400点以上が出土した。北側の木棺は小さく、ガラス小玉10余点と鉄器5点が出土した。

3号墳：尾根上南端に位置しており周壕は認められない。埋葬施設は木棺直葬1で鉄器（刀子など）5点余が出土した。



第60図 遺構配置図 (S=1/800)



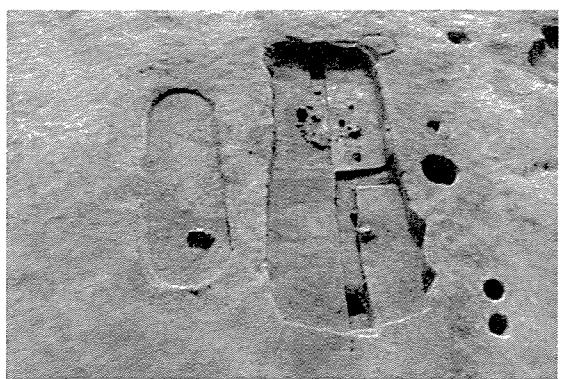
第61図 土壙墓-1出土青銅製鉾・鈴状品 (S=1/2)



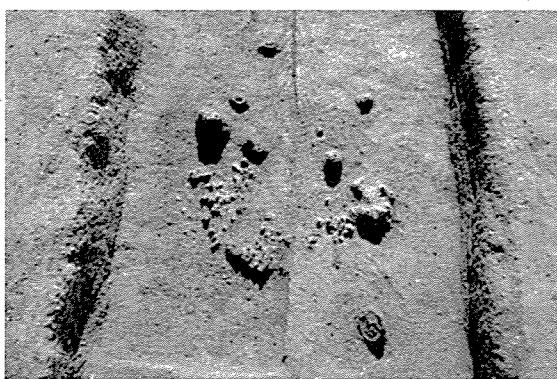
第62図版 調査前



第63図版 南端部 弥生時代集落址・
土壙墓1～5完掘状況



第 64 図版 土壙墓—1・2



第 65 図版 土壙墓—1 遺物出土状況



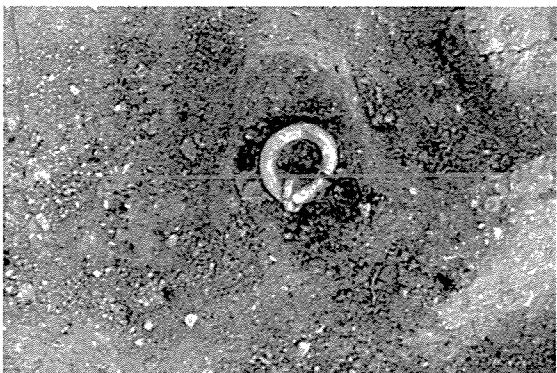
第 66 図版 住居址—1



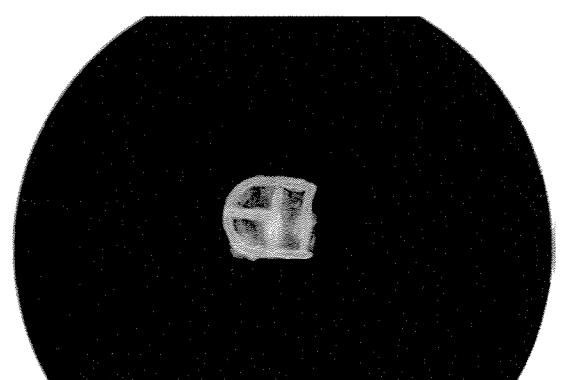
第 67 図版 2号墳主体部



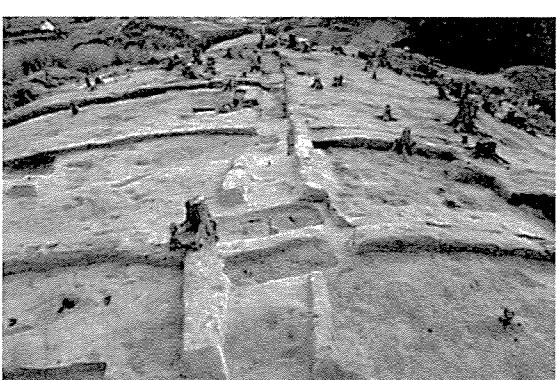
第 68 図版 2号墳
鉄器・鉸具・小環付耳環・玉類出土状況



第 69 図版 2号墳 小環付耳環出土状況



第 70 図版 2号墳 鉸具レントゲン写真



第 71 図版 尾根上部完掘状況（北から）

鬼ノ城東門の表示整備に伴う発掘調査

所在地 総社市奥坂

調査期間 2012（平成24）年9月18日～2013（平成25）年3月29日

調査概要

平成24年度の史跡鬼城山の整備は、東門の表示整備を実施するものであり、それに先立って発掘調査を実施した。

発掘調査の目的は、次の2点である。

- ・西門等で検出された城門構築のための掘り込み（掘形ライン）があるかどうかの確認
- ・敷石が敷設されているかどうかの確認

1. 城門構築の掘り込み（掘形ライン）の確認

城門は、城壁の開口部として存在する。

東門は、城壁を斜めに横切っている石垣の存在から第1城門として当初より認知されていたものである^{註1}。さらに平成5年には唐居敷の加工がなされた石材を発見したことにより、城門として確定され、その後の発掘調査では4本柱（のち6本柱）の城門になることが判明している。

この平成6年度の東門の発掘調査を皮切りに、平成8年度には西門、その調査過程の中で南門の存在が予測されて確認調査を実施した結果、新たな城門（南門）になることも判明した。翌9年にはこの新たに判明した城門（南門）の発掘調査を実施し、12本の柱を用いた建物になることが確認された。

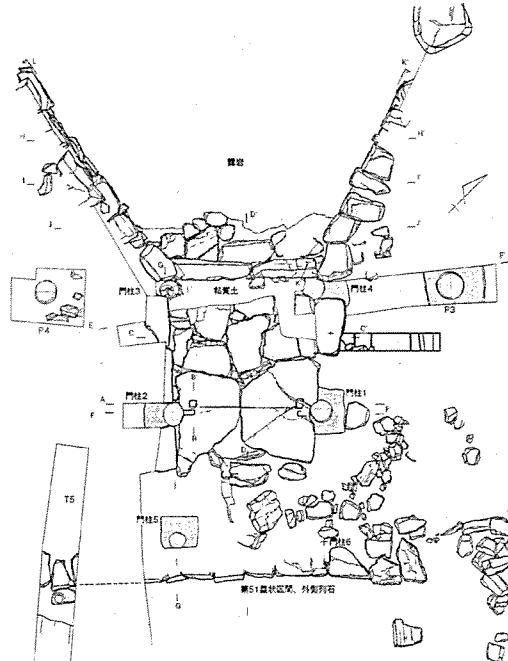
しかも南門の門礎石等の規模が西門の門礎等の規模とほぼ同等であったことから、西門の再調査を実施して、西門も南門同様に12本の柱を用いた城門になることも確認することができた。

平成14年からは、西門および城壁の復元に先立って発掘調査を実施し、西門を築くための城壁整形と推測される堀形ラインを検出している^{註2}。

同様の堀形ラインは、平成23年度の南門の表示整備に伴う調査でも、確認されたものの、その堆積は緩やかな傾斜であったことから、城門構築のための堀形と呼べるものかどうかの疑問点もあげている^{註3}。また、西門の右堀形ラインの堀形底部と外側列石や西門の柱との関係を再検討する必要がある。

東門においても、この堀形ラインが確認できるのか。

まずは門柱4とP3の間に位置する旧トレンチを利用して確認作業を行った。しかし、版築土層が



第72図 トレンチ位置図 (S=1/150)

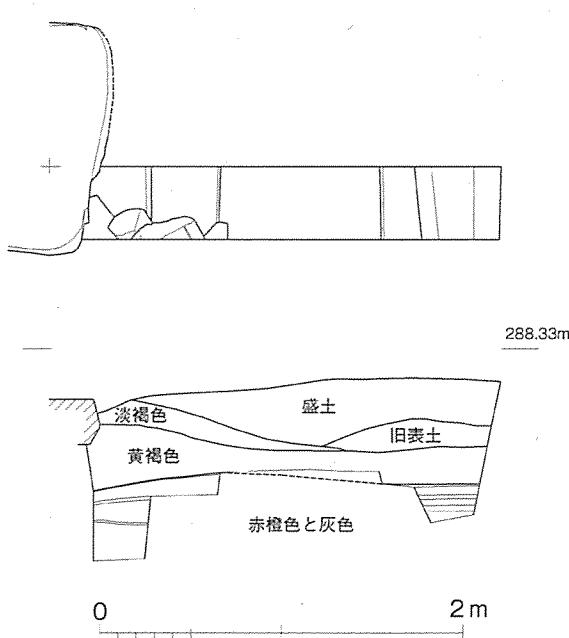
わずか門道側へ傾斜しているにすぎない状況にあったことから、門柱4と1の間に新たなトレンチを設定した。

トレンチ断面の土層は、赤橙色と灰色の非常に硬い土層が基礎版築で、その上の黄褐色の土層が門礎石等の設置に伴う構築土になるものと判断した。

基礎版築は、トレンチの範囲内ではほぼ水平に検出されており、トレンチ内では掘形ラインとなる掘り込み痕跡は確認することができなかった。

東門は6本柱で構成されるため、門道よりさらに離れた位置において掘形ラインが存在すると仮定した場合、城壁中の柱列（P3）との関係において齟齬が生じる。

現段階においては、東門構築のための掘形整形は行われていないものと考えている。



第73図 トレンチ 平・断面図 (S=1/40)

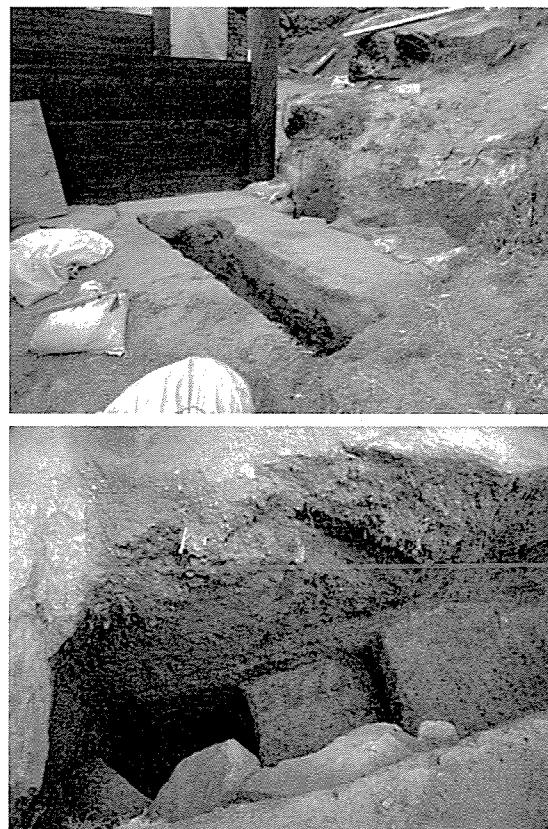
2. 城内側の敷石の確認

東門の城外側の敷石については、これまでの調査で、斜面崩落が著しく、その残存を確認することはできない状況にあった。

対して、城内側の敷石については、東門から城内側に向かって左側に列石の存在と、土壘中の柱列より城内側に敷石状の平石が存在することが確認されている。また右側では列石の存在は確認できるが、これまでのトレンチ調査で敷石の存在を確認することはできなかった。

そこで、まず調査は、東門から城内側に向かって左側にある列石と敷石状の平石について状況を確認することとした。その結果、東門の内側にハの字状に築かれた石垣から接続する列石が検出され、その列石から城外側へ向かって登り傾斜で平石を敷いている状況が検出された。

この列石は内側柱列より城内側に4mほど入った位置であり、西門や南門と同様に複数の緩斜面を



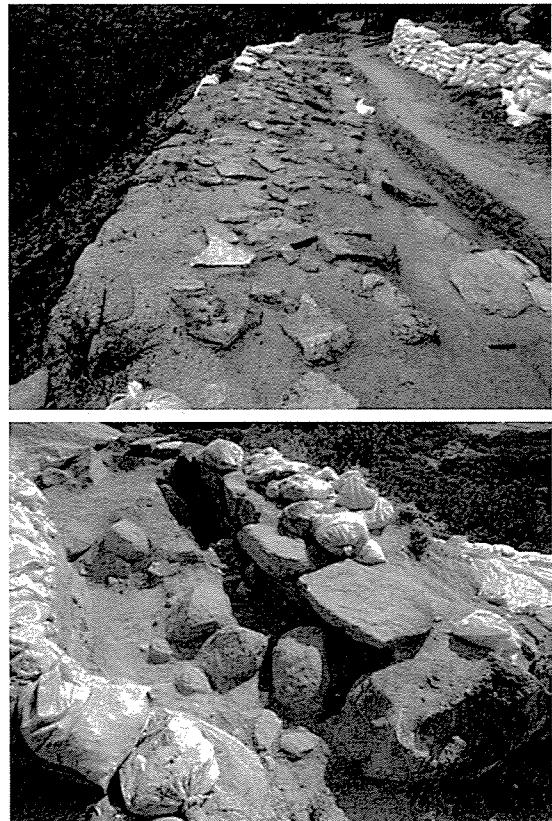
第74図版 東門のトレンチ

構成するための列石となり、その緩斜面に敷石を施したものである。この点を考えると、1段目の内側列石から外側列石の間となる土壘天端においても、城内側に向かって緩傾斜した面を持ち、かつ敷石を施していた可能性が予想される。

つづいて、東門から城内側に向かって右側に残る列石の内側に沿って掘り下げを行ったところ、転落石が検出され、また列石の下段にも石が配置され、内側列石ではなく、内側石垣として存在していた。転落石はこの石垣の上に据えられたものであろう。

東門は門内を通過すると前面には露岩が立ちはだかる。そのため、入城するための通路として、右折れし、この内側石垣に沿って通路が構築されたものと推測される。

転落石を除去し、それ以下の調査を実施していないため、入城通路床面に敷石を施しているかどうか、また通路の傾斜等がどのようにになっていたかなど、今後の課題でもある。しかし、この内側石垣につづく第52塀状区間においては1段の列石になることから、この折れ点において通路は終了し、城内に入城できたものと判断される。（前角）



第75図版 上：内側列石と敷石
下：内側石垣と転落石

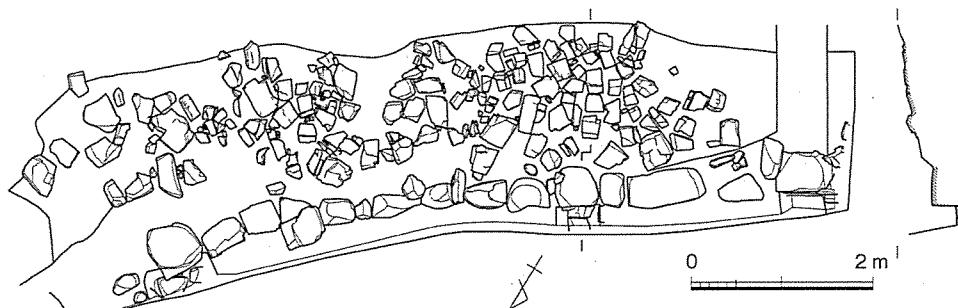
註1 『鬼ノ城』1980年

註2 「鬼ノ城 角楼から西門周辺の発掘調査」『総社市埋

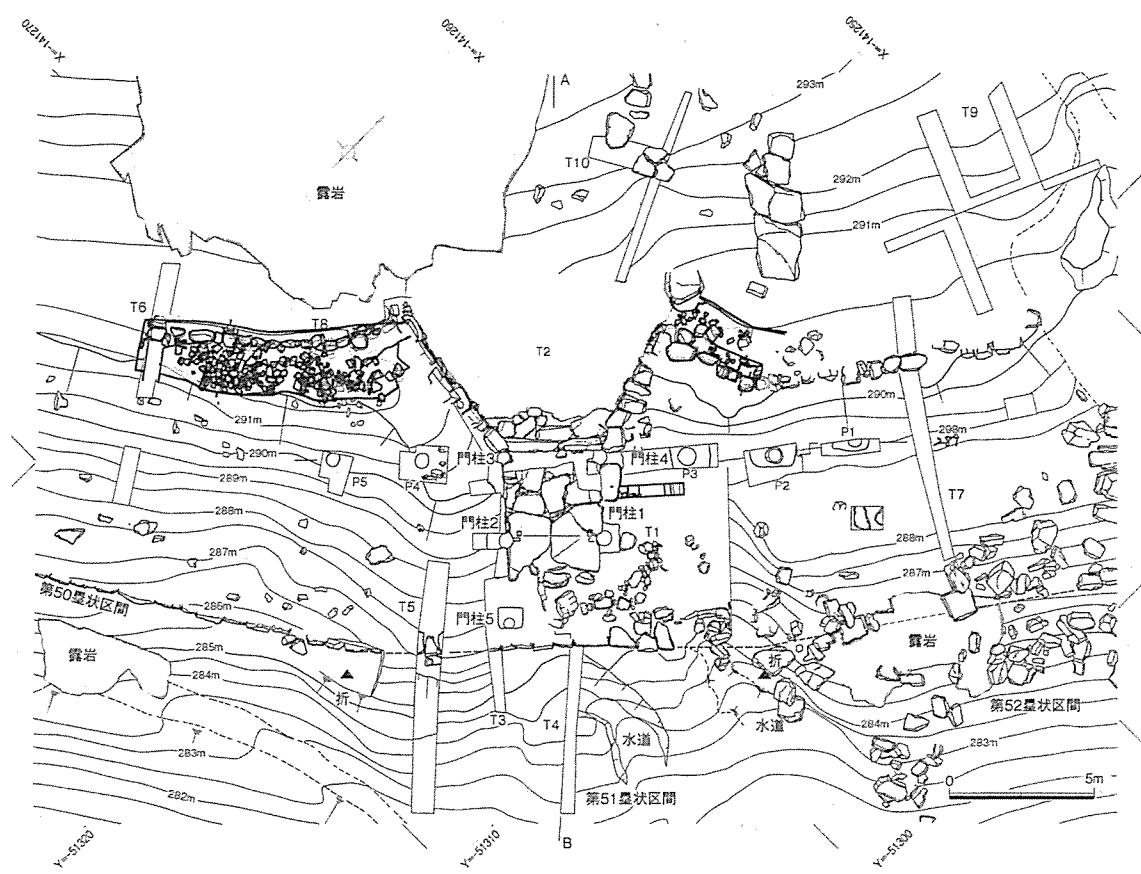
蔵文化財調査年報14』2005年2月

『古代山城 鬼ノ城』2005年11月

註3 「鬼ノ城南門の表示整備に伴う確認調査」『総社市埋蔵文化財調査年報22』2013年7月



第76図 内側列石と敷石の状況 (S = 1/80)



第77図 東門と内側列石と敷石の状況 (S = 1/200)

駅南区画整理事業に伴う埋蔵文化財発掘調査

調査地 総社市真壁地内

調査期間 1区：2012（平成24）年12月20日～28日

2区：2013（平成25）年1月9日～16日

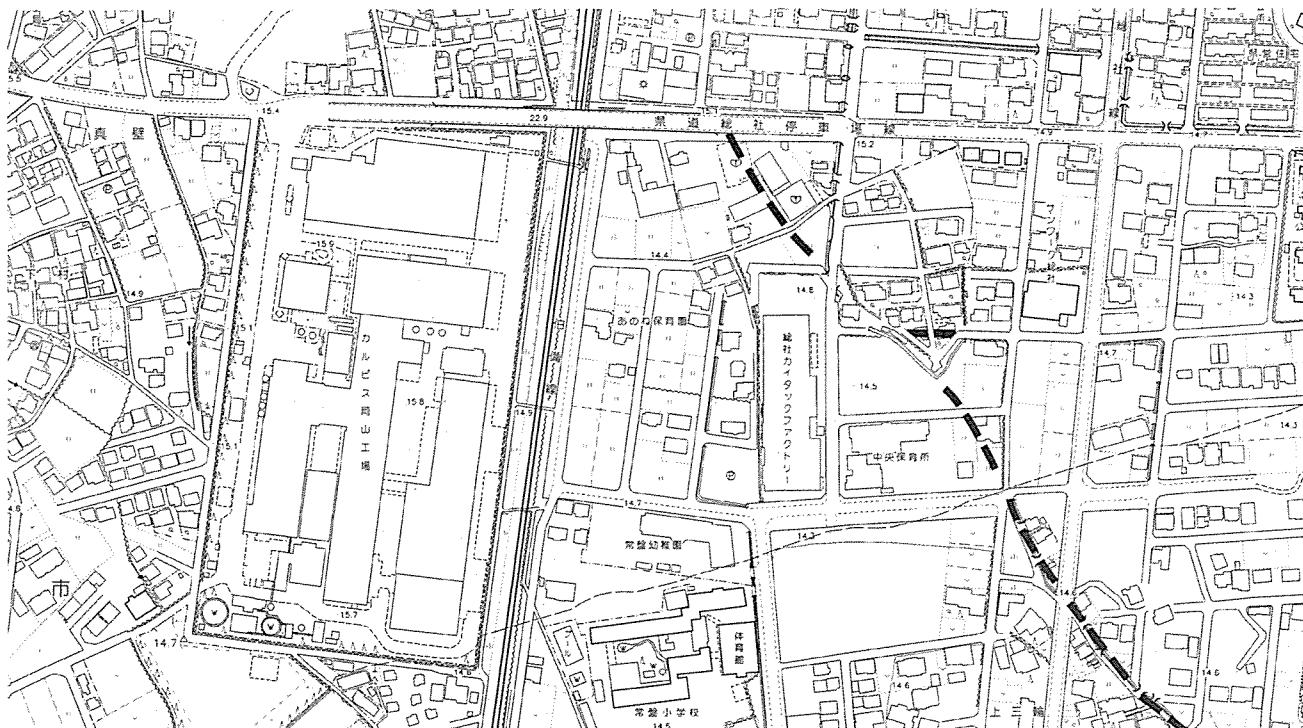
調査面積 1区：約60m² 2区：約70m²

サンワーク総社の西方に位置する民家が移転し、区画道46号線のうち開通していなかった部分の道路建設が始まることになったため、事前に発掘調査を実施した。

調査区の中央付近には、調査区を南北に横断する道が存在し、生活道として現在も使用されていたため、現道を挟んで2箇所に分けての調査となった。竣工日から逆算すると、調査期間が十分に取れないことから、2箇所を同時並行で調査をする予定であった。しかし、調査地が住宅地の中に位置し、深く掘削したまま年末～年始を迎えることには安全面での不安があり、12月中に1区の調査を終了して埋め戻し、1月から2区の調査を実施することとした。

調査地付近では、北西から南東に向けて細長い微高地が形成されており、微高地上には弥生時代～中世の遺構が検出されている。中でも5～7世紀の鍛冶炉を伴う住居址が多く認められ、炭窯や鉄滓、鉄鉱石なども出土していることから、この地に一大鍛冶工房が存在していたものと推定している。

今回の調査地は、この微高地の西端にあたり、調査地から10mも西へ行かないうちに地形は大きく下がり低位部となる。そのため調査地内の西側にあたる1区では、遺構は存在しないか存在したとしても密度は低いと想定していたが、思いのほか遺構が検出され、遺物も一定程度出土した。



第78図 調査位置図 (S = 1/5,000)

— ■ — 微高地西端推定ライン

区画道 46 号線 1 区

2 条の溝と、土壙、柱穴などが検出された。

溝 1 は、幅約 120cm、深さ約 60cm の規模で、上層から中層にかけて炭化物や焼土が廃棄され、その中から 6 世紀末～7 世紀の須恵器や土師器が完形品を含め出土した。

溝 2 は、調査区の北壁にかかっていたため規模は明らかではないが、3m を超える幅をもつものと推定される。溝の底部付近から、完形に近い須恵器なども出土している。

区画道 46 号線 2 区

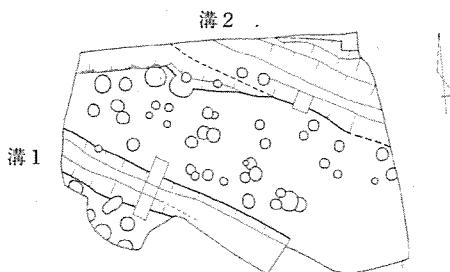
2 区は、マンホールや上・下水道で大きく破壊されていたが、1 区から続く溝 2 のほか土壙や柱穴、そして微高地の中心に近くなることから、東半には 3 軒の住居址が検出された。

住居址は、カマドが検出された住居址 1 のほか、調査区の端に壁溝と床面がわずかに検出された住居址 2・3 がみられる。時期は 6～7 世紀と考えられる。

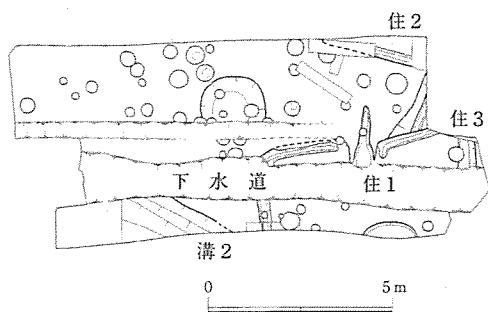
溝 2 は、調査区南端でわずかに検出されたが、この狭い範囲から須恵器の高壺の脚が 7 個体分出土している。

以上 1・2 区から出土した遺構・遺物は、若干の弥生土器や中世の遺物が出土したもの、ほとんどが 6～7 世紀に属するものである。土器のほかに鉄滓なども出土しており、微高地中心部に鍛冶工房跡が多数検出された状況を追認するものである。
(平井典子)

1 区



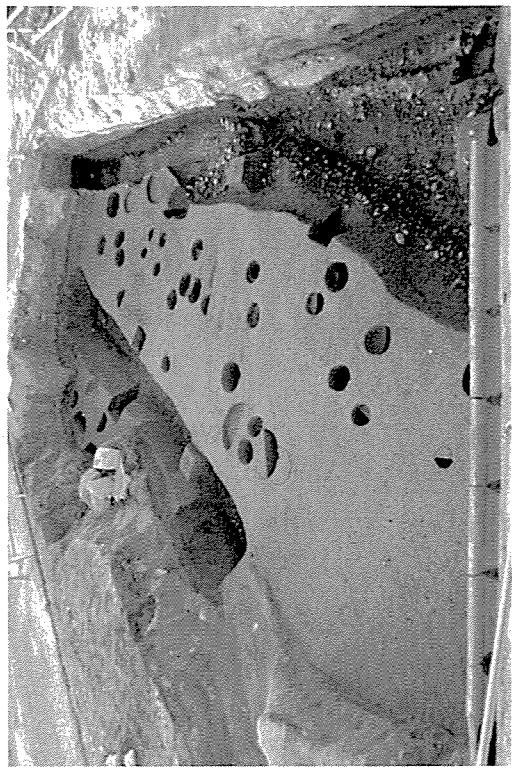
2 区



第 79 図 区画道 46 号線遺構配置図 (S = 1/200)



第80図版 1区 溝1 遺物出土状況 (東から)



第81図版 1区 完掘状況 (東から)



第82図版 2区 住居址1カマド周辺 (南から)



第83図版 2区 完掘状況 (東から)

4. 史跡整備事業の概要

2012（平成24）年度 鬼城山環境整備事業

1 整備内容

これまでに実施した発掘調査等の成果に基づいて、6本の柱表示と門道両側の板壁表示の整備を実施した。

東門は、門礎石のうちの1石が前面に落ち込んで発見されていたように、城門部版築の前方部分が大きく流れ落ちていたため、その修復を先に実施した後、柱立て等の整備を行った。

まず、版築の修復はEPSとウレタンの吹付を併用して構築し、その表面である外面には現場の土とエポキシ樹脂の混合土を塗り上げるという仕上げ処理を行った。また門道の上面となる敷石部分においては、板壁の位置する範囲に新たな石を敷いたほか、次年度に敷石復元整備（欠損している敷石範囲への敷石補填）を行うための仮設処理として現場の土を用いた土のうで埋め戻しを行った。

柱は、東門のみすべて円柱であることから、円形の柱立てとしたが、東門まで山道を徒歩での資材搬入となることから、直径30cmの輪切り材を数本集積することで1本の柱に見立てた円柱を使用した。そのため柱材の中心分に穴をあけて、直径10cmの鋼材を芯柱として用いて、柱の埋め込みと強度とを持たせるようにした。鋼材柱の埋め込みは、敷石上面から1mであり、外側列の柱はEPSの中に、門礎列の柱と城内側列の柱はすでに発掘調査で掘り下げた範囲内に収まるため、周りの掘形との接触部分に不織布を巻いて保護処置をしたのち、コンクリートを少量混ぜた土により根留めを実施した。

6本の柱立ての後、板壁の設置を行った。板壁に使用した板材は、幅27.5cm・厚さ3cmの杉材を本実加工により重ね合わせた。板壁の外に残る城壁の高さの違いから、復元した板材は6～10枚と柱間で壁の高さは異なっている。(前角)

2 整備状況（写真）



第84図版
東門の柱立てと板塀
(城内から)



第 85 図版
東門の柱立てと板塀
(南西から)



第 86 図版
東門の柱立てと板塀
(北西から)

総社市埋蔵文化財調査年報 23

平成 26 (2014) 年 10 月 31 日印刷
平成 26 (2014) 年 10 月 31 日発行

編集発行 総社市教育委員会
総社市中央一丁目 1 番 1 号

印 刷 柳本印刷株式会社
総社市総社一丁目 10 番 24 号

